

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 (平成 24 年度第 1 回) 会 議 次 第

日時：平成 24 年 8 月 7 日(火曜)午後 3 時～

場所：福岡市役所 議会棟 第 1・第 2 応接室

I 開 会

II 審 議

介護サービス事業等の人員，設備及び運営に関する

基準等について ……………資料 1 資料 2

III 報 告

- 1 福岡市介護支援ボランティア事業について …………… 資料 3
- 2 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について …………… 資料 4

IV 閉 会

会議資料

資料 1 条例委任検討部会からの報告について

- I 条例委任検討部会における福岡市条例制定についての検討状況(概略)………… 2

資料 2 中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

- I 福岡市条例制定についての概略………… 2
- II 福岡市独自基準案………… 4
- (参考 I) 福岡市独自基準案(表)………… 10
- (参考 II) 用語解説………… 14

- | | |
|------|--|
| 別添 1 | 条例委任検討部会における介護サービス事業等の条例案についての検討内容 |
| 別添 2 | 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第 1 回意見募集の結果について |
| 別添 3 | 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第 2 回意見募集の結果について |
| 別添 4 | 介護サービス事業等の基準に関する条例制定のスケジュール(案) |

資料 3 福岡市介護支援ボランティア事業について

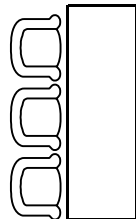
資料 4 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について

- I 福岡市高齢者保健福祉計画の基本理念等………… 2
- II 福岡市の高齢者保健福祉施策の概要と実績について………… 3
- III 第 4 期介護保険事業の実施状況について………… 21

福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会 座席表

日時：平成24年8月7日(火曜)
午後3時～午後5時
会場：福岡市役所議会棟
第1・第2応接室

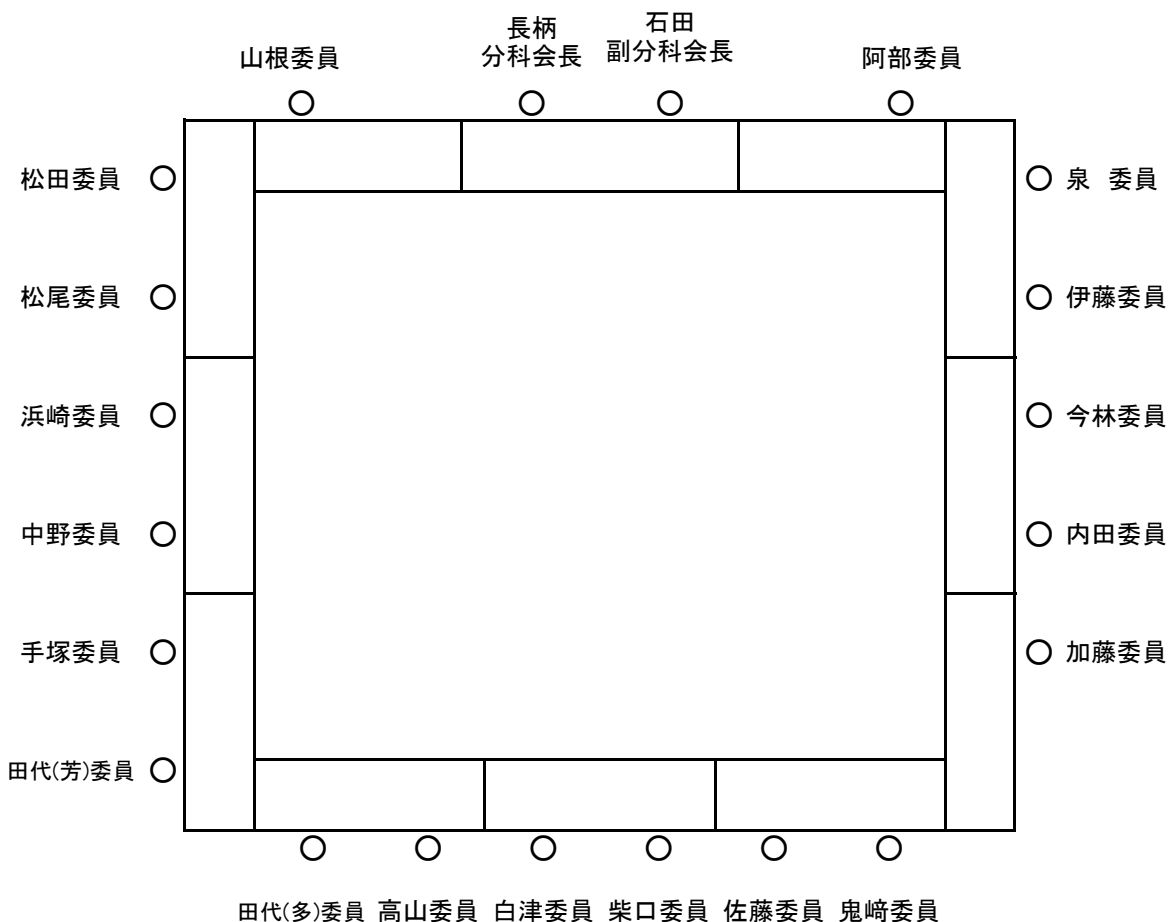
報道席



傍聴席



出入口



○ 高木 地域福祉課長	○ 新徳 健康福祉部のま	○ 下川 保健医療部長	○ 恒吉 理事	○ 中島 保健福祉局長	○ 峯田 総務部長	○ 榎本 高齢者部長・障がい者部長	○ 矢野 高齢者施設支援課長	○ 宮田 介護保険課長	○ 福永 政策推進課長
○ 佐藤 地域保健課長	○ 辻野 健康増進課長	○ 古川 保健予防課長							

福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会 委員名簿

平成24年8月7日現在

● 専門分科会 正副分科会長

分科会長 長柄 均 氏 , 副分科会長 石田 重森 氏

● 条例委任検討部会 正副部会長

部会長 鬼崎 信好 氏 , 副部会長 浦田 裕 氏(平成24年7月31日まで)

(任期:平成24年3月1日～平成27年2月28日※但し臨時委員を除く)

番号	氏名 ※五十音順	役職・専門分野等	備考
1	阿 部 正 剛	福岡市議会第2委員会委員	
2	石 田 重 森	福岡大学名誉学長	副分科会長
3	泉 賢 祐	公益社団法人福岡県社会福祉士会会員	条例委任検討部会委員
4	伊 藤 豪	福岡大学商学部准教授	条例委任検討部会委員
5	今 林 栄 子	第2号被保険者	
6	岩 城 和 代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長, 弁護士	
7	内 田 秀 俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表	
8	笠 松 範 子	第2号被保険者	
9	加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表	条例委任検討部会委員
10	鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科教授	条例委任検討部会 部会長
11	佐 藤 芙美子	第1号被保険者	
12	柴 口 里 則	社団法人福岡県介護支援専門員協会副会長	条例委任検討部会委員
13	白 津 陽 一	第1号被保険者	
14	高 山 博 光	福岡市議会第2委員会委員	
15	竹之内 徳盛	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	
16	田 代 多恵子	公益社団法人福岡県看護協会専務理事	条例委任検討部会委員
17	田 代 芳 樹	株式会社西日本新聞社論説委員会委員	条例委任検討部会委員
18	手 塚 裕 一	社団法人福岡県高齢者能力活用センター事務局長	
19	中 野 千 恵	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長	条例委任検討部会委員
20	長 柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	分科会長
21	浜 崎 太 郎	福岡市議会第2委員会委員	
22	松 尾 龍 人	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事	
23	松 田 潤 嗣	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	
24	山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会会長	条例委任検討部会委員

条例委任検討部会からの報告について

Ⅰ 条例委任検討部会における福岡市条例制定についての検討状況（概略）

1 条例制定の背景

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等は、これまで厚生労働省令で基準が定められ、全国一律の基準として適用されていたが、地域主権改革により、その基準を地方自治体の条例に定めることになった。

2 部会での検討状況

	開催日	検討内容
第1回	平成24年3月29日	(1) 部会長・副部会長の互選 (2) 第1回意見募集の開始について
第2回	平成24年5月21日	(1) 第1回意見募集の結果について (2) 福岡市の独自基準案の検討について (3) 第2回意見募集の開始について
第3回	平成24年7月 9日	(1) 第2回意見募集の結果について (2) 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方 (3) 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について
第4回	平成24年7月17日	(1) 専門分科会への報告について (2) 中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

3 意見募集の概要と結果

	第1回	第2回
実施時期	平成24年3月7日～5月1日	平成24年5月22日～6月15日
対 象	事業者、関連団体（1,700程度）	市民 事業者、関連団体（1,800程度）
周知方法	・福岡市ホームページで周知 ・事業者へFAXにて依頼 ・関連団体へ個別依頼	・福岡市ホームページ、市政だよりで周知 ・事業者へFAXにて依頼、集団指導で周知 ・関連団体へ個別依頼
内 容	厚生労働省令をホームページに掲示し、意見募集。	厚生労働省令をわかりやすく整理した表及び検討項目案等をホームページに掲示し、意見募集。
意見の数	30	18

4 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について

(1) 基準の検討についての基本的な考え方

- ① 介護報酬等の変更は行わない
- ② 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)
- ③ 参酌すべき基準を重点的に検討する

(2) 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

- ① 厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。
- ② 福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。
- ③ 福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。

5 福岡市独自基準を定めることについて検討した項目数

意見募集で出た検討項目	24
事務局から提案した検討項目	26
項目数合計	50

→ 意見数は48件であるが、1つの検討項目について複数の者から意見が出されたものもあるため、24項目となっている。

6 上記検討項目の対応

A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの	23
B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの	10
C 現行の国基準どおり	17
項目数合計	50

福岡市独自基準として、「パブリック・コメント」を行う。

【参考】条例委任検討部会委員名簿

平成24年7月17日現在

氏 名	団体名等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学商学部商学科
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会 (副部会長)
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科 (部会長)
柴 口 里 則	福岡県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会

(敬称略・50音順)

**中間報告（案）～パブリック・コメント素案～
について**

I 福岡市条例制定についての概略

1 条例制定の背景

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等は、これまで介護保険法等に基づき、厚生労働省令で基準が定められ、当該省令が、全国一律の基準として適用されていた。

国の進める地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法及び第2次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、介護保険法・老人福祉法・社会福祉法が改正された。これにより、介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等について、地方自治体の条例に定めることになった。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

厚生労働省令では、介護サービス事業等の人員・設備・運営の基準等について、新たに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型が示され、地方自治体は、この分類に従い、具体的な基準を条例で定めることになった。

区 分	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準 (条例の内容を直接拘束する)	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準

3 新たに福岡市条例で定めることとなる基準

区分	新たに条例で定める基準(厚生労働省令)	サービスの種類
施設サービス	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
	・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	介護老人保健施設
	・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	介護療養型医療施設
	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム
	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホーム
居宅サービス	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
地域密着型サービス	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス
居宅介護支援 介護予防支援 ※	・指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	居宅介護支援 介護予防支援

※ 居宅介護支援、介護予防支援の基準の条例委任については、第180回通常国会で審議中

4 条例で定める基準の主な内容（例 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設））

主な項目			主な内容
基本方針			サービスの基本方針
人員 基準	従業者の数	生活相談員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		介護・看護職員	入所者3人に対して1人以上
		介護支援専門員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		その他	医師、看護職員の配置等
設備 基準	居室	定員1人(夫婦部屋は2人)、一人当たり床面積10.65㎡以上	
	廊下幅	1.8m以上、中廊下は2.7m以上	
	火災その他非常災害対策	必要な設備	
	その他	食堂、機能訓練室、洗面設備、便所、浴室等	
運営 基準	内容及び手続きの説明	あらかじめサービスの内容を説明し、同意を得て、提供を開始	
	サービスの取扱方針	サービス計画に基づき提供、身体拘束の禁止等	
	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制の確保、研修の機会の確保等	
	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画の作成、避難訓練の実施等	
	衛生管理	感染症及び食中毒まん延防止の措置等	
	事故発生防止	事故の発生又はその再発を防止するため必要な措置等	
	記録の整備	サービス提供に関する記録を、完結の日から2年間保存等	
	その他	定員の遵守、掲示、秘密保持、広告、苦情処理、地域との連携等	

5 条例制定についての検討状況

回 数	開催日	検討内容
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年3月29日	(1)保健福祉審議会への諮問について (2)条例委任検討部会の設置 (3)条例委任検討部会委員の指名
第1回条例委任検討部会	平成24年3月29日	(1)部会長・副部会長の互選 (2)第1回意見募集の開始について
第2回条例委任検討部会	平成24年5月21日	(1)第1回意見募集の結果について (2)福岡市独自基準案の検討について (3)第2回意見募集の開始について
第3回条例委任検討部会	平成24年7月9日	(1)第2回意見募集の結果について (2)介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方 (3)福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について
第4回条例委任検討部会	平成24年7月17日	(1)専門分科会への報告について (2)中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年8月7日	(1)中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

※全体スケジュールは別添4「介護サービス事業等の基準に関する条例制定のスケジュール（案）」のとおり。

6 意見募集の概要と結果

	第1回	第2回
実施時期	平成24年3月7日～5月1日	平成24年5月22日～6月15日
対 象	事業者、関連団体(1,700程度)	市民 事業者、関連団体(1,800程度)
周知方法	・福岡市ホームページで周知 ・事業者へFAXにて依頼 ・関連団体へ個別依頼	・福岡市ホームページ、市政だよりで周知 ・事業者へFAXにて依頼、集団指導で周知 ・関連団体へ個別依頼
内 容	厚生労働省令をホームページに掲載し、意見募集。	厚生労働省令をわかりやすく整理した表及び検討項目案等をホームページに掲載し、意見募集。
意見の数	30	18

7 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について

(1) 基準の検討についての基本的な考え方

- ① 介護報酬等の変更は行わない
- ② 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)
- ③ 参酌すべき基準を重点的に検討する

(2) 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

①厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。

厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。

②福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。

厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。

③福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。

利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

8 福岡市独自基準を定めることについて検討した項目数

意見募集で出た検討項目	24
事務局から提案した検討項目	26
項目数合計	50

→ 意見数は48件であるが、1つの検討項目について複数の者から意見が出されているものもあるため、24項目となっている。

9 上記検討項目の対応

A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの	23
B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの	10
C 現行の国基準どおり	17
項目数合計	50

福岡市独自基準として、「パブリック・コメント」を行う。

【条例等で福岡市独自基準を規定するものの例】

● 暴力団の排除

全般

☞ 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加。

＜現行法令＞
規定なし

＜基準設置の理由＞

福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。
なお、条例委任されていないサービスについても新たに要件を追加して規定する。

● 特別養護老人ホームの居室の定員

特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設)

☞ 多床室の定員を緩和。

＜現行法令＞

1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。(夫婦部屋への対応)

＜基準設置の理由＞

居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。

● 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

＜現行法令＞

非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

＜基準設置の理由＞

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別(例：地震、風水害、土砂災害)に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

● サービス提供記録等の保存期限

全般

☞ 保存期限を5年に延長。

＜現行法令＞

保存期限は完結してから2年。

＜基準設置の理由＞

介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。
なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類(苦情・事故発生時の対応記録等)は、現行の基準どおり2年とする。

II 福岡市独自基準案

1 暴力団の排除	全般
☞ 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ 福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。 なお、条例委任されていないサービスについても新たに要件を追加して規定する。	
2 特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
☞ 多床室の定員を緩和。 ＜現行法令＞ 1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。(夫婦部屋への対応) ＜基準設置の理由＞ 居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。	
3 グループホームの居室の面積	グループホーム
☞ 一つの居室の床面積は、9.9㎡(約6畳)以上。 ＜現行法令＞ 一つの居室の床面積は7.43㎡(約4.5畳)以上とする。 ＜基準設置の理由＞ グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保するため9.9㎡以上と規定する。 なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。	
4 多床室におけるプライバシーの配慮	施設系サービス・短期入所
☞ 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とすること。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ 間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定として条例等に規定する。	

5 浴室、トイレの構造	施設系サービス
☞ 出入口の幅等を、介護者を考慮したものにする規定の追加。 ＜現行法令＞ 【浴室】・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】・療養室のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。 ＜基準設置の理由＞ 介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cm（車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの）を確保することを規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

6 バルコニーの設置	施設系サービス
☞ 2階以上の建物の場合は、バルコニーを設置。 なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅とする。 ＜現行法令＞ 規定なし ＜基準設置の理由＞ バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から必要であるため規定する。 バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	

7 汚物処理室の設置	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）
☞ 介護老人福祉施設の設備基準に、汚物処理室の設置を規定。 ＜現行法令＞ 規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 介護保険法の基準では設置の規定がなく、老人福祉法の基準との統一を図るため規定する。	

8 手すりの設置	全般 （訪問系サービス・福祉用具サービス・ 居宅介護支援を除く）
☞ 必要な箇所に手すりを設置。 ＜現行法令＞ 規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 施設・居住系サービス等においても、安全性確保の観点から必要な箇所に手すりを設置することを規定する。	

9 サービスの開始時における利用申込者の同意	全般 （軽費老人ホーム・特定施設・ 養護老人ホームを除く）
☞ 文書により同意を得ることを義務化。 ＜現行法令＞ 規定なし（軽費老人ホーム、特定施設には規定あり。） ＜基準設置の理由＞ 口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定する。	

10 サービス提供記録の利用者への提供	施設系サービス・居住系サービス・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ 居宅介護支援
☞ 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供する規定を追加。 ＜現行法令＞ 規定なし（在宅・通所系サービスには規定あり） ＜基準設置の理由＞ 施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定する。	

11 サービスの取扱方針①	施設系サービス・短期入所・ 居住系サービス・小規模多機能型・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ 複合型サービス
☞ 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きを追加。 ＜現行法令＞ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ＜基準設置の理由＞ 身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定する。	

12 サービスの取扱方針②	施設系サービス・短期入所・ 居住系サービス・小規模多機能型・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ 複合型サービス
☞ 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等を追加。 ＜現行法令＞ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ＜基準設置の理由＞ 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。	

1 3 研修機会の確保①

全般

☞ 具体的な研修計画の策定。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。

1 4 研修機会の確保②

全般

☞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者への研修の実施等の措置を講じる規定を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】

養護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

<基準設置の理由>

高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。

1 5 研修機会の確保③

全般

☞ 研修の機会の中に外部研修を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定する。

1 6 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

<現行法令>

非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<基準設置の理由>

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

17 衛生管理等

特定施設・短期入所

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。

18 重要事項の掲示

全般

☞ 「閲覧」を追加。

<現行法令>

介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<基準設置の理由>

在宅系サービス等は小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため、閲覧による方法も可能として規定する。

19 事故発生の防止の対応

特定施設・短期入所

☞ 事故発生防止のための委員会の開催や指針の作成、研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。

20 事故発生時の対応

全般
(施設系サービス・養護老人ホーム・
軽費老人ホーム・居宅介護支援を除く)

☞ 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」を追加。

<現行法令>

規定なし（施設系サービス等には規定あり。）

<基準設置の理由>

在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービス等とあわせて規定する。

2 1 サービス提供記録等の保存期限	全般
☞ 保存期限を5年に延長。 <現行法令> 保存期限は完結してから2年。 <基準設置の理由> 介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。 なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の基準どおり2年とする。	

2 2 申請者の基準	居宅系サービス・地域密着型サービス
☞ 申請者の法人格を規定。 <現行法令> 市長が条例で定めるもの。 <基準設置の理由> 改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

2 3 特別養護老人ホームの入所定員	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）
☞ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を規定。 <現行法令> ①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。 <基準設置の理由> 改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。	

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
1	暴力団の排除	－	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない。	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。 なお、条例委任されていないサービスについても新たに要件を追加して規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防支援 ※以下、全般とする。
2	特別養護老人ホーム の居室の定員	参酌	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）	居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3	グループホーム の居室の面積	従うべき	一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保する必要があるため、9.9㎡以上と規定する。 なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
4	多床室における プライバシーの配慮	－	規定なし	間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定として条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
5	浴室、トイレの構造	参酌	【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・療養室のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設ける。	介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cmを確保することを規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。 ＜福岡市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル＞ ・車いすが通過できる最低幅 80cm ・車いすがとおりやすい幅 90cm ※100cmの考え方 車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
6	バルコニーの設置	－	規定なし	バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から必要であるため規定する。バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
7	汚物処理室の設置	－	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。）	介護保険法の基準では設置の規定がなく、老人福祉法の基準との統一を図るため規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8	手すりの設置	－	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	施設・居宅系サービス等においても、安全性確保の観点から必要な箇所に手すりを設置することを規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
9	サービスの開始時における利用申込者の同意	－	規定なし （軽費老人ホーム、特定施設には規定されている。） ＜軽費老人ホーム＞ 当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防支援
10	サービス提供記録の利用者への提供	－	規定なし （在宅・通所系サービスには規定されている。） ＜訪問介護＞ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
11	サービスの取扱方針① （身体拘束廃止等に向けた取り組み）	従うべき	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」で示されているが、身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
12	サービスの取扱方針② （身体拘束記録）		身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。	
13	研修機会の確保① （具体的な研修計画の策定）	参酌	従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ＜高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条＞ 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。	従事者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。	全般
14	研修機会の確保② （虐待防止等の研修）			高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。	
15	研修機会の確保③ （外部研修）			従事者の資質の向上を図るためにも外部研修は有効なものと考えられるため規定する。	
16	非常災害対策	参酌	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては個別の作成の努力規定を設ける。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	衛生管理等	－	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 感染症及び食中毒の発生又はまん延防止のため ①対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催 ②指針の整備 ③職員に対し研修を定期的実施 等	特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。	短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
18	重要事項の掲示	参酌	介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	在宅系サービス等は小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため、閲覧による方法も可能として規定する。	全般

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
19	事故発生の 防止の対応	－	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 事故発生防止のための指針の整備，委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	特定施設・短期入所においても，事故が一定程度発生しており，特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。	短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護
20	事故発生時の対応	－	規定なし （施設系サービス等には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 入所者の処遇により事故が発生した場合は， <u>速やかに</u> 市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	在宅系サービス等においても，事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため，施設系サービス等とあわせて規定する。	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，複合型サービス
21	サービス提供記録等の 保存期限	参酌	保存期限は完結してから2年。	介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要なため，保存期限を5年に延長する。なお，保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ，保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は，現行の基準どおり2年とする。	全般
22	申請者の基準	－	市長が条例で定めるもの。	改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから，この基準を福岡市の基準とする。	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス
23	特別養護老人ホーム の入所定員	－	①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を，29人以下であって，指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を，30人以上であって，指定権者の条例で定める数。	改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから，この基準を福岡市の基準とする。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

用語解説

サービスの種類	説明
特別養護老人ホーム ※老人福祉法 (介護保険法上の指定を受けているものを介護老人福祉施設という。)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者について、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	状態が安定している要介護者について、在宅復帰ができるように看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする要介護者について、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者へ、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者へ、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供等日常生活上の世話や、生活機能の維持・改善のための支援を日帰りで行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で、食事・入浴等の日常生活上の世話や生活機能の維持・改善のためのリハビリテーションを日帰りで行う。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等の特定施設(定員が30人以上)に入居している高齢者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説 明
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与（レンタル）する。（車椅子，特殊寝台，床ずれ防止用具，歩行器，移動用リフト等）
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェアー・すのこ等），排泄（腰掛け便座等）等に使用する福祉用具を購入した場合にその費用の9割（年間10万円まで）を支給する。
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	日中・夜間を通じて，訪問介護と訪問看護が連携しながら定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し，入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の緊急時の対応等行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に，定期的な巡回訪問または利用者からの通報を受け，利用者の居宅で，入浴，排せつ，食事の提供等日常生活上の世話を行う。
認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	認知症の人を対象に，デイサービスセンター等で，日帰りで入浴・食事の提供等日常生活上の世話や機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせ，入浴，排せつ，食事等の介護，その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の人を対象に，家庭的な雰囲気の中での共同生活（5～9人）を通じ，入浴，排せつ，食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者 生活介護	介護専用型の有料老人ホーム，ケアハウス等の特定施設（定員が29人以下）に入居している要介護者について，入浴，排せつ，食事等の介護，その他日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する，常時介護が必要で居宅での生活が困難な人について，介護等の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより，通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供する。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて，介護予防サービス等を適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに，サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。

**条例委任検討部会における
介護サービス事業等の条例案についての検討内容**

介護サービス事業等の条例案についての検討内容

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
1 条例等で福岡市独自基準を規定するもの・・・23項目							
1	介護 保険法	全般	—	（暴力団の排除） 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討。	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない。	—	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため、条例等に規定する。 なお、条例委任されていないサービスについても暴力団排除の規定を新たに追加して定める。
2	設備 基準	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	参酌すべき基準	（特別養護老人ホームの居室の定員） 多床室の定員緩和を検討。	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）	1	居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。
3	設備 基準	グループホーム	従うべき基準	（グループホームの居室の面積） 9.9㎡（約6畳）以上を確保することを検討。	一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上とする。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保する必要があるため、9.9㎡以上として条例等に規定する。なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。
4	設備 基準	施設系サービス 短期入所	—	（多床室におけるプライバシーの配慮） 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする規定を検討。	規定なし	—	間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定として条例等に規定する。
5	設備 基準	施設系サービス	参酌すべき基準	（浴室、トイレの構造） 出入口の幅等、介護者を考慮したものにする規定の追加を検討。	【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・療養室のある階ごとに設ける。 ・プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。	1	介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cmを確保することを条例等に規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。 <福岡市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル> ・車いすが通過できる最低幅 80cm ・車いすがとおりやすい幅 90cm ※100cmの考え方 車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
6	設備 基準	施設系サービス 居住系サービス	—	（バルコニーなどの設置） 2階以上の建物の場合、バルコニーや屋 外階段の設置を検討。なお、バルコニー は、車いすが通行可能な幅で検討。	規定なし	—	①施設系サービス バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となる ため、条例等に規定する。バルコニーの幅は、車いすが通行 可能な90cm（内法）とする。また、バルコニーは建物の周 囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、 災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該 項目を公募要件に付して対応している。 階段は、建築基準法施行令により施設系サービスの建築物に おいて、5階以下の階の対象階の居室面積が100㎡を超える 場合は、直通階段を2か所以上、屋内階段・屋外階段のどち らの避難階段でもよいと規定されており、バルコニーから通 じる屋外階段の設置は事業者さらに過大な負担となるた め、規定しない。 ②居住系サービス 居住系サービスは小規模事業所が多く、利用定員が少ないこ とや事業者の負担増が伴うことから、バルコニーや屋外階段 の設置を一律に設けることは適当ではないため、要綱等の運 用で対応する。
7	設備 基準	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施 設）	—	（介護老人福祉施設の設備規定） 汚物処理室の設置を検討。	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規 定されている。）	—	老人福祉法の基準では、汚物処理室の設置が定められている が、介護保険法の基準では設置の規定がなく、統一を図るた め、条例等に規定する。
8	設備 基準	全般 ※訪問系サービス・ 福祉用具サービス・ 居宅介護支援 を除く	—	（手すりの設置） 必要な部分に手すりの設置を検討。	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規 定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	1	施設・居宅系サービスにおいても、廊下などの必要な箇所に 手すりを設けることは、利用者の安全を確保する観点から必 要であるため、条例等に規定する。
9	運営 基準	全般 ※ 軽費老人ホーム・ 特定施設・ 養護老人ホーム を除く	—	（サービス内容及び手続きの説明及び同 意） 文書により同意を得ることの義務化を検 討。	規定なし （軽費老人ホーム、特定施設には規定され ている。） ＜軽費老人ホーム＞ 当該サービスの提供に関する契約を文書に より締結しなければならない。	—	口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面 による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を 除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する 観点から、書面による契約は必要であるため、軽費老人ホー ム等にあわせて条例等に規定する。
10	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 居宅介護支援	—	（サービス提供記録の利用者への提供） 利用者からサービスに関する記録の提出 の申し出があった場合には、文書の交付 その他適切な方法により、その情報を利 用者に対して提供する規定の追加を検 討。	規定なし （在宅・通所系サービスには規定されてい る。） ＜訪問介護＞ 利用者からの申出があった場合には、文書 の交付その他適切な方法により、その情報 を利用者に対して提供しなければなら ない。	—	施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提 供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付 その他適切な方法により、その情報を提供することは必要で あるため、在宅・通所系サービスにあわせて条例等に規定す る。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
11	運営 基準	施設系サービス 短期入所 居住系サービス 小規模多機能型 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 複合型サービス	従うべき基準	（サービスの取扱方針） 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討。	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」で示されているが、身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため、条例等に規定する。
12	運営 基準			（サービスの取扱方針） 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等の追加を検討。	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、「身体拘束廃止委員会」等により施設全体で検討すべき内容であるため、現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため、条例等に規定する。
13	運営 基準	全般	参酌すべき基準	（研修機会の確保） 具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討。	従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ＜高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条＞ 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。	—	従業者の資質の向上を図り、適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため、研修計画の策定については条例等に規定する。なお、研修結果の記録は国の解釈通知に定められているため、要綱等の運用で対応する。 また、計画的な人材育成の仕組みについては、今後運用の中で対応を検討する。
14	運営 基準			（研修機会の確保） 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる規定の追加を検討。		—	高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため、条例等に規定する。
15	運営 基準			（研修機会の確保） 研修の機会の中に外部研修の追加を検討。		1	従業者の資質の向上を図るためにも外部研修は有効なものと考えられるため、条例等に規定する。
16	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所	参酌すべき基準	（非常災害対策） 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、当該施設の立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを条例等に規定する。また、他のサービスは個別の作成までは義務付けないが、努力規定を設ける。 近隣住民、医療機関等との連携体制の構築等については、国の解釈通知に定められているため、要綱等の運用で対応する。
17	運営 基準	特定施設 短期入所	—	（衛生管理等） 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 感染症及び食中毒のため ①対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催 ②指針の整備 ③職員に対し研修を定期的実施 等	—	特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため、条例等に規定する。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
18	運営 基準	全般	参酌すべき基準	（重要事項の掲示） ①事業所においては見やすい場所に運営規程の概要のほか重要事項を掲示することとなっているが、冊子等で閲覧できるようにしている場合も掲示と同等と見なし、「又は閲覧できるように」を追加することを検討。 ②重要事項の掲示は、場所をとるため縮小（A4→B5サイズ）も可能とすることを検討。	介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1	在宅系サービスは小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字は小さく掲示の目的を達成していない場合もあり、閲覧を可能とした方が現実的な対応であるため、条例等に規定する。掲示物の縮小については、今後運用の中で対応を検討する。
19	運営 基準	特定施設 短期入所	—	（事故発生の防止の対応） 事故発生防止のための委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 事故発生防止のための指針の整備、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	—	特定施設・短期入所においても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため、条例等に規定する。
20	運営 基準	全般 ※施設系サービス・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 居宅介護支援 を除く	—	（事故発生時の対応） 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」の追加を検討。	規定なし （施設系サービス等には規定されている） ＜特別養護老人ホーム＞ 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1	在宅系サービスにおいても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービス等にあわせて条例等に規定する。
21	運営 基準	全般	参酌すべき基準	（サービス提供記録等の保存期限） 保存期限を5年に延長を検討。	保存期限は完結してから2年とする。	2	介護報酬の返還には5年前までの書類の確認が必要であるが、現基準の保存期限2年のままでは確認すべき書類が既に廃棄されているため、保存期限を5年に延長することを条例等に規定する。なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の国基準どおり2年とする。
22	介護 保険法	居宅系サービス 地域密着型サービス	—	（申請者の基準） 申請者の法人格を検討。	市長が条例で定めるもの。	—	改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。
23	介護 保険法	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（入所定員） 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を検討。	①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。	—	改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
2 要綱等の運用で福岡市が対応するもの・・・１０項目							
1	人員 基準	全般	従うべき基準	（生活相談員の資格要件） 生活相談員の資格要件の明確化を検討。 （意見）生活相談員の要件緩和 ・介護福祉士等の資格で実務経験数年以上の者にも資格を与える。 ・生活相談員は介護の業務も兼務することが多く、介護福祉士は利用者との接し方や技術が備わっている。 ・介護福祉士が生活相談員として認めている県もある。	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者とする。	6	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者の範囲は要綱等の運用で対応する。（従来、指定権者であった県が要綱で定めていたものと同様に取り扱う。）
2	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 短期入所	—	（施設が準備すべき用品） 歯ブラシやおむつ代など、介護報酬の範囲に含まれるものと自己負担になるものを明示することを検討。	規定なし （国の解釈通知等に記載されている。）	1	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 国の解釈通知等で例示列举等の形で示されているが、福岡市でも同様に通知やホームページ等で解釈を示す方向で検討する。
3	運営 基準	施設系サービス 短期入所	参酌すべき基準	（定員の遵守） やむを得ない事情の明確化を検討。	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	—	やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応していく。
4	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所	参酌すべき基準	（非常災害対策） 備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	備蓄用の非常食等の物資の確保については、非常災害に対する具体的計画の中で定める内容であり、要綱等の運用で対応することとし、努力規定で検討している。 なお、現在は、平成24年3月に福岡県が作成した「防災計画策定マニュアル」において示された（物資の備蓄等の）考え方を活用している。
5	運営 基準	全般	参酌すべき基準	（広告） 広告してよい範囲と方法の明確化を検討。	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	1	広告の内容が虚偽又は誇大なものである場合には、苦情相談や実地指導において対応しているが、今後運用の中で対応を検討する。
6	運営 基準	全般	参酌すべき基準	（苦情処理） 苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討。	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 必要な措置は、国の解釈通知に定められており、要綱等の運用で対応する。
7	運営 基準	地域密着型サービス	—	（地域との連携） 市側から日常生活圏域内にある介護事業所が集まる機会を設けることを検討。	規定なし	1	地域の介護事業所の連携については、今後福岡型地域包括ケアシステムを検討する中で検討していきたいと考える。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
8	運営 基準	施設系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム	—	（市町村への空床状況の報告） 施設系サービス事業者は、毎月末に市に空床状況をメール等で報告し、その情報を市はホームページに掲載することを検討。	規定なし	1	入所希望者へのサービス向上の観点から、今後の運用の中で対応を検討する。
9	運営 基準	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（社会福祉法人減免） 社会福祉法人減免の実施について規定の追加を検討。	規定なし	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉法人減免の実施は、事業者の費用負担も一定程度あり、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。
10	運営 基準	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（福祉避難所の設置） 福祉避難所の設置について規定の追加を検討。	規定なし	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 福祉避難所の設置は利用者の処遇に直接関わらないことから、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。
3 現行の国基準どおり・・・17項目							
1	人員 基準	全般	従うべき基準	（職員の配置） 職員配置の増について検討。 ①看護介護職員 （入所者2.5人につき1人にする等） ②リハビリ職員等 ③看護職員の夜間配置 ④生活相談員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等 ③配置基準なし ④入所者100人につき1人等	15	職員配置の増については、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
2	人員 基準	グループホーム 小規模多機能型	従うべき基準	（職員の配置） 職員配置の緩和について検討。 ①グループホームや小規模多機能型の人員基準にある、日中の延べ配置時間の規定を廃止。 ②ユニット毎に管理者を常勤専従とする規定を廃止。	①利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定がある。 ②ユニット毎に常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当ユニットの他の職務に従事し、同一敷地内にある他事業所の職務に従事できる。	2	職員配置の緩和については、利用者処遇の低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
3	設備 基準	施設系サービス	参酌すべき基準	（施設系サービスのユニット定員） 定員の明確化を検討。	おおむね10人以下。	—	福岡市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき特段の事由はないことから、現行の国基準どおりとする。
4	設備 基準	短期入所	標準	（短期入所の利用定員） 利用定員の緩和を検討。	単独型は利用定員20人以上。	—	平成19年の消防法令の改正により、275㎡以上の施設にはスプリンクラーの設置が義務づけられているが、20人未満の短期入所施設では、275㎡未満となり、消防法の安全に関する規定が緩和されるため、安全性が確保できなくなる。 また、小規模定員の事業所では、サービス運営の安定性や人員基準を満たす面から課題があるため、現行の国基準どおりとする。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
5	設備 基準	通所系サービス	—	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を 検討。	規定なし	4	レンタカー等を使用している事業所もあり，一律に規定する ことは適当でないため，現行の国基準どおりとする。
6	設備 基準	通所系サービス	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と，通所介護との 併設の場合の施設は専用とせず，相互で 利用できるよう設備要件の緩和を検討。	認知症対応型通所介護の施設は，専用とす ること，ただし介護の提供に支障がない場 合はこの限りでない。	1	ただし書きで介護の提供に支障がない場合は認められてお り，それ以上の要件緩和は利用者処遇の低下を招くため，現 行の国基準どおりとする。
7	設備 基準	施設系サービス	参酌すべき基準	（従来型施設における廊下幅） 廊下の一部を拡張することにより，入所 者，従業員等の往来に支障がない場合は 片廊下の幅1.5m以上，中廊下の幅1.8m 以上とすることを検討。 （ユニット型の基準にあわせて緩和す る）	※特別養護老人ホーム，介護老人保健施設 【従来型】 片廊下の幅 1.8m以上， 中廊下の幅 2.7m以上 【ユニット型】 片廊下の幅 1.5m以上， 中廊下の幅 1.8m以上 ・国の解釈通知に「ユニット型特別養護老 人ホームにあっては，多数の入居者や従業 者が日常的に一度に移動することはないこ とから，廊下の幅の一律の規制を緩和す る。」とされており，アルコーブを設ける ことなどにより，入居者，従業者等がすれ 違う際にも支障が生じないと想定してい る。 ・ユニット型介護老人保健施設にも国の解 釈通知で同様に示されている。	—	国の解釈通知に「介護老人福祉施設における廊下の幅は，入 所者の身体的，精神的特性及び非常災害時における迅速な避 難，救出の確保を考慮して定められたものである。」とされ ているため，安全性確保の観点から現行の国基準どおりとす る。
8	運営 基準	介護老人保健施設	参酌すべき基準	（入退所） 退所に際して，地域包括支援センターと の連携の追加を検討。	居宅介護支援事業者・主治の医師・保健医 療サービス等との連携に努めなければなら ない。	—	介護老人保健施設の入所者が退所して在宅復帰するにあた り，当該施設は居宅介護支援事業者と連携している。地域包 括支援センターとの連携については，現状でも必要に応じて 連携しているため，現行の国基準どおりとする。
9	運営 基準	通所系サービス	—	（利用料等の受領） 「事業の実施地域以外の地域に居住する 利用者に対して行う送迎に要する費用」 について基準の明確化を検討。	規定なし （国の解釈通知に記載されている。）	1	国の解釈通知に「費用については，実費相当分を設定するこ と」とされているため，現行の国基準どおりとする。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
10	運営 基準	地域密着型サービス	参酌すべき基準	（取扱方針の外部評価） 外部評価は、介護サービス情報公表と重複するため、どちらかに統一を検討。	自ら提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1	外部評価は、事業者が行うサービスの客観性を高め、サービスの向上を図るものである。一方、介護サービス情報公表は、利用者のサービス選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものである。両制度の統一は、利用者サービスの低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
11	運営 基準	施設系サービス 短期入所 特定施設	参酌すべき基準	（介護における入浴の回数） 入浴回数の増を検討。	週2回以上の入浴・清拭。	—	入浴回数を増やすことは、入浴介助に従事する職員を加配する日が増加するなど、人件費増につながり、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
12	運営 基準	夜間対応型訪問介護	—	（事業の連携） 夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態の創設を検討。	規定なし	1	サービスの創設は条例委任の対象外。 なお、平成24年度に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」は同様のサービスと考える。
13	運営 基準	訪問介護	参酌すべき基準	（居宅サービス計画の取扱い） 居宅サービス計画の内容に縛られず、訪問介護計画を柔軟に変更できることを検討。	訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供しなければならない。	1	居宅サービス計画は、ケアマネジャーが利用者の希望と状況を把握し、サービス担当者会議を経て、利用者の同意のもと作成されるものであり、居宅サービス計画に沿わない自由なサービス提供は、介護保険制度の趣旨に添わないため、現行の国基準どおりとする。
14	介護 報酬	グループホーム	—	（医療連携体制加算） 医療連携体制加算は、准看護師でも可とする加算要件の緩和を検討。	規定なし （医療連携体制加算は、正看護師の配置を要件としている。）	1	介護報酬の加算要件の緩和は条例委任の対象外。
15	介護 報酬	訪問リハビリテーション	—	（訪問リハビリテーション計画における医師の指示） 訪問リハビリテーションは当該事業所の医師の診療に基づきサービスを提供することとなっているが、主治医（かかりつけ医）の指示だけでもサービスを提供できることを検討。	規定なし （訪問リハビリテーションの計画は、当該事業所の医師の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。）	1	介護報酬の算定要件の緩和は条例委任の対象外。
16	—	通所系サービス	—	（通所介護等の開設規制） 通所介護や通所リハビリテーションの開設は、特定施設等の総量規制のように、事業所が多い地域には規制することを検討。	規定なし	1	事業所の開設申請に制限を設けることは、条例委任の対象外。
17	—	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	—	（特別養護老人ホームを設置できる法人の緩和） 特別養護老人ホームの設置は、社会福祉法人等だけではなく、介護実績のある民間法人にも緩和することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームを設置できるのは、社会福祉法人等。（老人福祉法））	1	特別養護老人ホームを設置できる法人の資格は、条例委任の対象外。

意見件数合計 48

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第 1 回意見募集の結果について

【目 次】

- ・ 第 1 回意見募集の概要 2 ページ
- ・ 第 1 回意見募集 回答結果一覧 3 ページ
- ・ 第 1 回ご意見募集の「依頼文」 9 ページ
- ・ 厚生労働省令の例 10 ページ

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

平成 24 年 5 月

福岡市

（保健福祉局高齢者施設支援課）

介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例作成に係る第 1 回意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として、現在は厚生労働省令で定められている介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を、各自治体が条例で定めなければならないこととされている。福岡市が条例化するにあたり、規制の緩和や強化について、事業者等のニーズや要望等を把握し、検討事項に反映させることを目的とする。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成 24 年 3 月 7 日（水）～平成 24 年 5 月 1 日（火）

(2) 対象者 ・ 福岡市内の事業者及び関連団体 約 1, 700 程度

介護サービス事業所	1, 664 事業所
その他施設	27 事業所
関連団体	12 団体

3 意見回収状況

6 件（30 項目）

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	5	2		従うべき基準 ※(老人福祉法)特別養護老人ホーム「従うべき基準」の準用	(生活相談員の要件) 通所介護などにおける生活相談員の要件に関しまして、福岡県は社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、医療機関や社会福祉施設での相談業務経験者となっていますが、各都道府県によって要件がバラバラで各都道府県で要件設定を行っている状況です。他県によっては、上記の要件にプラスして介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等も要件に組み込まれている県もあります。そのように福岡市も要件に関して介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等を加えることによって今よりも雇用促進の向上に繋がることや離職率の軽減にもなると思います。折角、介護支援専門員や介護福祉士の資格を取っても活かされていないことも多々見受けられます。このことからしても要件のところを考慮していただきたくご意見させていただきました。
2	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(デイサービス、デイケア開設への規制) 福岡市内を見ても通所系事業所などが地域によってはたくさんあったり隣接してあったり、認可制にての開設とは理解できますが特定施設等の総量規制があるようにデイサービス、デイケアの如何にも強豪争めき合う様な場所での開設には規制をかけてもいいような気がします。競争社会ではありますが、大小規模の乱立や閉鎖・休止・倒産等へもつながるだろうし、特に異業種や初めて介護事業される新規法人等にも慎重に厳密に認可してほしい。また、人員基準的には大規模事業所区分でも通常規模事業区分でも小規模事業所区分でも職員の配置は変えることはありません。この事業所区分における単位数の格差(特に大規模事業所への減算単位数)は益々、離職率や雇用促進にマイナス要因になっていると思われます。
3	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(経験のある民間法人等への開設許可の緩和) 社会福祉法人等だけの開設基準ではなく、介護実績のある民間法人等(例えば10年以上とか)への開設許可を緩和してほしい。また、入所待機者からして学校校区だけでない設置場所も検討していただきたい。たとえば、既に設置している校区には広域型特別養護老人ホームの設置。
4	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	7		従うべき基準	(介護支援専門員の増員) 介護支援専門員について 1以上(入所者100人につき1名)の改善希望 →50人につき1名 業務増大により外部、内部研修参加が困難。ケアマネ以外の質の向上が図れない。(日々の業務に追われている)

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
5	6 介護老人保健施設 の人員、設備及び運営 に関する基準	2	5		従うべき基準	(リハビリ職員の増員) 「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 常 勤換算方法で、入居者の数を100で除した数以上」 →上記の内容では利用者が100名入居している施 設には、リハ専門職配置数は1名でも可能というこ になる。実際、100名の利用者をリハ専門職1名が 週2回の訓練を行い、計画案作成などその他業務 を行うことは不可能である。平成23年度老人保健健 康増進等事業「介護老人保健施設における入所・ 短期入所リハビリテーションがもたらす在宅復帰・在 宅生活支援に関する調査」においても、在宅復帰機 能が低い1,493施設でさえ入所者100名あたりのリ ハビリ専門職配置数は3.8名となっている。(高齢施 設は4.7名)この点を踏まえ、内容を常勤換算方法 で、入居者の数を100で除して得た数以上から最低 でも「入居者100名に対して、3名以上のリハ専門職 を配置する。」に変更して頂きたい。
6	9 指定地域密着型介 護予防サービス事業の 人員、設備及び運営に 関する基準 指定地域密着型介 護予防サービスに係る 介護予防のための効果 的な支援の方法に関す る基準	7	1		①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせない ものであり、事業所名が表示されていない車両をも つ事業所も含み、表示を義務付けることにより、 安全運転に対する意識づけに繋がると考える。 ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含 めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転) に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者と しての使命(決意)を表わすべき。 ...を希望します。
7	4 指定地域密着型 サービスの事業の人員、 設備及び運営に関 する基準	8			①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせない ものであり、事業所名が表示されていない車両をも つ事業所も含み、表示を義務付けることにより、 安全運転に対する意識づけに繋がると考える。 ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含 めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転) に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者と しての使命(決意)を表わすべき。 ...を希望します。
8	3 指定居宅サービス等 の事業の人員、設備及 び運営に関する基準	7	1		①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせない ものであり、事業所名が表示されていない車両をも つ事業所も含み、表示を義務付けることにより、 安全運転に対する意識づけに繋がると考える。 ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含 めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転) に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者と しての使命(決意)を表わすべき。...を希望しま す。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
9	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	99	1		①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、 <u>安全運転に対する意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた <u>条例の制定</u> 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき。…を希望します。
10	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	44	3		参酌すべき基準	(設備の専用要件について緩和) <u>認知症通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で行う場合には、パーティション等で仕切る等により、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要となっているが、利用者個々の有する能力に応じ、時として同一環境(空間)において、利用者同士がお互い助け合い・協力し合いといったサービスが必要である。</u> 通所介護計画に基づき個別対応や必要な人員配置も行っており、一般の通所介護との体系的な基準の取り扱いと合わせ、柔軟な人権に配慮したサービス展開を考えて頂きたい。
11	9 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	28	3		参酌すべき基準	(外部研修の機会の確保) 他のサービス事業も含んでですが、自事業所(団体)内での研修には限りがあり、また特に、 <u>外部研修に参加することにより、地域包括ケアシステムが目指す「連携」という点を学ぶ機会となり、保険者が管轄する介護保険関係機関の質の向上に役立つと考える。</u> 県内のデイサービス事業所へのアンケートにおいても多くの職員が学びたいと思っており、その機会を持てるように <u>管理者や保険者がバックアップすべきと考える。</u>
12	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	43	2		従うべき基準	(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)…他項目として新設 この項は、従うべき基準となっており変更できないが、通所介護全般において現状を取り巻く関係機関との連携や包括支援ケアシステムの構築には、 <u>管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。</u> 特に、認知症の方へのサービスは、担当のケアマネジャーだけでは対処・対応に苦慮することも多く、サービス事業者と協力しあうことが大切で、福岡市として他にない、先駆的で効果的な取り組み事業となり得ると考える。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
13	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	94			従うべき基準	(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)・・・他項目として新設 上記と同様なことですが、通所介護の作成や関係機関との連携等も含み、これからの管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。 また、市の第3者評価がなくなったため、ある程度のサービスの質の確保ができ、福岡市内の通所介護サービス事業者の質の平準化(ワンランクアップした)と連携の強化が期待され、福岡市としても他にない、先駆的で効果的な取り組み事案となり得ると考える。
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	38	1		従うべき基準	(事故発生時の対応) ・・・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない・・・ ⇒ ・・・事業者等に速やかに連絡を・・・ 条文をそのまま読めば「直ちに」と解釈出来ないこともないが念を入れた方がよいと思います。 法令の読み方は素人に解りにくいのですが、基準が出来た以上事業者に対しては守らせるよう指導をお願いします。＜週刊ダイヤモンド012/03/31 P55 参照 福岡市でもうわさを聞きます＞
15	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	3		従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上 (最低人員基準3:1を2:1に)
16	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上 (最低人員基準3:1を2:1に)
17	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	40	1		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
18	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	56	1	4	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
19	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	62	8		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
20	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
21	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	42			従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
22	7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
23	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
24	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	(職員の増員) (最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
25	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	140			従うべき基準	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
26	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
27	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	3	2	5	参酌すべき基準	(浴室・トイレの構造) 「身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること」について。 2-5の浴室の項目では「入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること」と、介助の有無について言及しているのに対して、本項目では <u>介助の有無に関しては触れられていない</u> 。入浴、排泄については、利用者の身体状況や介助の有無、車いすの使用など状態に応じた対処法が必要であることを考えれば、トイレにおいてもその <u>出入口の幅や奥行きは介助を考慮したもの</u> にすべきと思います。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
28	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準					(手すり) <u>階段、廊下に手すりを設けることとあるが、手すりは歩行や移動だけでなく、浴室、トイレでの移乗動作の補助として重要であり。「階段には～」「廊下には～」ではなく、「階段や廊下など、歩行や、移動、移乗動作など必要な箇所に適切な手すりを選択、設置すること」など手すりを主体とした項目を立てることも必要だ</u>と思います。
29	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	24	2		参酌すべき基準	(訪問介護計画の柔軟な変更) <u>訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、「当該計画の内容に沿って」作成しなければならない。</u> 【サービス提供責任者の専門的かつ独自の動きができるよう、居宅サービス計画に沿った内容に限定されず、<u>内容の追加や一部の変更等柔軟に計画作成を行うことが必要</u>と考えています。】
30	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	3	1	ロ	従うべき基準	(多床室の必要性) 特養ユニット居室面積10.65㎡ 居室面積・廊下幅などについて <u>ユニット型と多床室に面積的な大差は生じない為、多床室の必要性を訴えます。</u>

保推第 2101 号
平成 24 年 3 月 7 日

各 位

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課長

介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等に係る条例の制定に関する
ご意見募集について

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

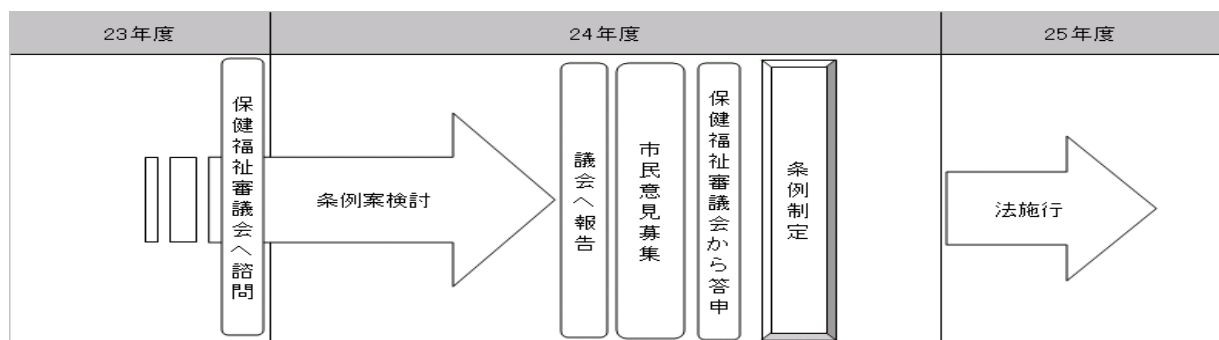
平成 23 年 4 月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号。第 1 次一括法）等の施行に伴い、介護保険法等の一部が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた、介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等について、条例で定めることとされております。

つきましては、条例制定にあたり、皆様から、現在の厚生労働省令に関するご意見を募集いたします。

今回お寄せいただいたご意見等は、保健福祉審議会での検討資料とさせていただきます。

なお、個々のご意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

今後の検討スケジュール（予定）



【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部

高齢者施策推進課 三原，有吉

電話：711-4257 FAX：733-5587

E-mail：shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp

<凡例>	
従うべき基準	灰色のマーカー
標準	<u>下線</u>
参酌すべき基準	(加工なし)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

- 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）
- 第二章 人員に関する基準（第二条）
- 第三章 設備に関する基準（第三条）
- 第四章 運営に関する基準（第四条―第三十七条）
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）
 - 第二節 設備に関する基準（第四十条）
 - 第三節 運営に関する基準（第四十一条―第四十九条）
- 附則

第一章 趣旨及び基本方針 (趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準
- 二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）及び附則第四条第一項（第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準
- 三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四条の二（第四十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十二

条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉

施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項 に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第三章 設備に関する基準

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではない。

(サービス提供困難時の対応)

第四条の三 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項 に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第六条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第七条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項 に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項 に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項 の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当

と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入

所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が法第二十八条第二項 に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第二十九条第一項 に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。（介護）

第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第十四条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第十八条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十九条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十二條の二 計画担当介護支援専門員は、第十二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 第十一條第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三十三條第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 第三十五條第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十三條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十四條 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十五條 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十六條 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出

その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の

必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十六条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十八条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
 - (i i) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

イ 医療法第一条の五第二項 に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第四十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十二条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状

況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三條に規定する運営規程」とあるのは「第四十六條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九條において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九條において準用する第二十条」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定を指定介護老人福祉施設であつて小規模生活単位型指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に適用する場合

においては、同項第三号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。

第三条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第一項第六号及び第九項並びに第十一条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等」と、同条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「担当する介護支援専門員」とあるのは「担当する介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等」とする。

第四条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第三条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第二項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

第五条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

第六条 当分の間、第九条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

第七条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第八条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メ

一メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- 二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄
（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号） 抄
（施行期日）

- 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月一四日厚生労働省令第三〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が十九人以下のもの（以下「小規模施設」という。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営

に関する基準（以下「新基準」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

- 2 前項の規定の適用を受けて新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。
- 3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十二條の二第五号から第七号までに規定する業務を行うものとする。

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、新基準第五章（第四十条第一号イ（3）及び同号ロ（2）を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ（3）の規定を適用する場合においては、同号イ（3）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

- 2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ（2）の規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定の適用を受けている指定介護老人福祉施設について、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設新基準」という。）第四十条第一項第一号イ（3）（i）の規定を適用する場合においては、

同号イ（３）（ｉ）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

第四条 当分の間は、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第二号及び第四十一条第三項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第四十一条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

附 則 （平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三十一日厚生労働省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七七号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日厚生労働省令第五〇号）
この省令は、介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、この省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、この省令の施行後に指定介護老人福祉施設旧基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもののうち、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所することによりその所在する場所に住所を変更したと認められる入所者であって、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）（当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものが入所しているものについては、当該入所者が当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して入所している間に限り、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(検討)

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

- 2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中

「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

附 則 （平成二四年一月三十日厚生労働省令第十一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第 2 回意見募集の結果について

【目 次】

- ・ 第2回意見募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
 - ・ 第2回意見募集 回答結果一覧・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
 - ・ 第2回ご意見募集の「依頼文」・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
 - ・ 介護サービス事業等の条例案作成を検討するにあたっての基本的な考え方・・ 8ページ
 - ・ 介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目(案)・・・・・・ 9ページ
 - ・ (参考)平成 24 年3月7日から5月1日に行った意見募集で寄せられた主な意見・・・・ 10 ページ
 - ・ 厚生労働省令をわかりやすく整理した例・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

平成24年7月

福岡市

(保健福祉局高齢者施設支援課)

介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例作成に係る第2回意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として、現在は厚生労働省令等で定められている介護サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を、各自治体が条例で定めなければならないこととされている。

福岡市が条例化するに当たり、事業者等のニーズや要望を把握するため第1回意見募集を行い、その結果等について条例委任部会で検討し整理した上で、市民や事業者等へ第2回意見募集を行った。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年5月22日（火）～平成24年6月15日（金）

(2) 対象者 ・市民

・福岡市内の事業者及び関連団体 約1,800程度

介護サービス事業所	1,737事業所
その他施設	27事業所
関連団体	12団体

(3) 実施内容

- ・厚生労働省令をわかりやすく整理した表を福岡市ホームページに掲示するとともに、集団指導において全事業者へ配布した。
- ・「検討項目（案）」を掲示し、検討内容を示して意見募集を行った。
- ・市政だよりで周知した。

3 意見回収状況

15件（18項目）

（参考）

第1回意見募集の意見回収状況

6件（30項目）

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	175			従うべき基準	※特定施設入居者生活介護 (職員の増員) <u>①人員基準を利用者3人につき1人配置という基準から2.5人につき1人として欲しい。ニーズに沿った個別援助を行いながら生活援助全般、環境整備、行事活動、レクリエーション、サークル活動の計画実施を行うため。そして記録はサービス残業の状態化に繋がり、精神的、ゆとりある援助にほど遠く離職に繋がっている。</u> <u>②生活相談員やケアマネジャーも、利用者100人につき1人という現行の基準を、利用者50人につき1人として欲しい。</u> 生活相談員は地域との連携・交流の計画等多忙であり、ケアマネジャーは個人のニーズを考慮した計画立案と実施確認を考えると人員配置基準の増が必要だと考える。
2	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	61				(空床状況の報告) 施設系サービスの事業者は毎月末に、福岡市に空床状況をメール等で報告する。それらの情報を福岡市はホームページに掲示し、活用できるようにする。これより、緊急時の施設入所の検討等、迅速な対応の手段となる。
3	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	97	7		参酌すべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (評価制度の統一) <u>外部評価と介護サービス情報公表が重なっている。どちらかに統一して欲しい。</u>
4	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	29			参酌すべき基準	(重要事項説明書の掲示) 施設系と居宅系と訪問系のサービスを行っており、掲示にはかなりの場所をとるため、<u>重要事項説明書の掲示は、縮小(B5サイズ)版でもよいとして欲しい。</u>
5	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参酌すべき基準	※訪問介護 (記録の整備) <u>サービス提供記録等の保存期間について、5年は必要だと思う。</u>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
6	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参酌すべき基準	※訪問介護 (記録の整備) サービス提供記録等の保存期限を5年に延長し統一。
7	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	(生活相談員の要件) 要件を満たす介護経験がほとんど無い者が相談業務をしても意味が無く、逆に不安にさせてしまう可能性が高い。そのため介護福祉士等の資格で数年以上の実務経験を持った者に資格を与え、その豊かな経験からの助言やアドバイスの方が安心できるのではないかと思いますので、<u>生活相談員の資格要件を緩和して欲しい。</u>
8	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	※通所介護 (生活相談員の要件) 生活相談員は介護の業務も兼務する事が多く、介護福祉士は利用者との接し方等、利用者に対する技術が備わっている。また、介護福祉士を認めている県もあることから、<u>生活相談員(デイサービス)の資格について、介護福祉士も加える。(数年の現場[介護]経験者も可。)</u>
9	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	42	1		従うべき基準	※認知症対応型通所介護 (生活相談員の要件) 同等以上の能力を有する者という基準設定が分かりにくいので、<u>生活相談員の資格基準を明確化する。</u>
10	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	34	1		参酌すべき基準	※訪問介護 (広告) 広告を見た利用者が、又は関わる人が介護保険法にて定められていないサービスの打診がある場合があると思います。契約時に重要事項説明等で説明してもチラシ等を見て困惑される利用者が出ていると思うので、<u>訪問介護事業所が広告をする場合、現状においてどの位迄の広告が広告の部類にあたるのかが不明確である。事業所のチラシを投函(一般世帯)している事業所もあると耳にしているが、これらについても集団指導の場において、してはいけない事を今一度説明して欲しい。</u>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
11	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	102	2			※認知症対応型共同生活介護 (医療連携体制加算の要件) 正看護師・准看護師の経験技術面はあまり格差は見られないことと、賃金の面からも負担を軽減するため、医療連携体制加算の要件は正看護師だけでなく准看護師も可として欲しい。
12	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	103	1		従うべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (職員の配置) グループホームや小規模多機能型の人員基準は、他サービスと同じ、利用者3人につき介護職員1人という基準にして欲しい。 (グループホームや小規模多機能型の人員配置には、利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定があるのを緩和して欲しい)
13	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	91	1		従うべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (管理者の責務) ユニット1つずつの管理のカウントではなく、ホーム全体の管理を1つとして、他の職務も兼務できるようにして欲しい。(ユニット毎に常勤専従という規定を緩和して欲しい)
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	85				※小規模多機能型居宅介護 (地域における事業所の連携) 同じ地域内にある事業所が集まることで、地域住民、企業とも連携が取りやすくなる。今までは同業の事業所が集まっていたことが、同地域の異種事業所が集まることで、事業所同士も地域について、より取り組みやすくなる。地域包括支援センターの区域を目安に、地域との連携を図るにあたり、市側から日常生活圏域内にある介護事業所同士が集まる機会を設けて欲しい。
15	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	3 の 30	2			※夜間対応型訪問介護 (事業所の連携) 夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態を創設できないか。

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
16	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	80	1			※訪問リハビリテーション (医師の指示) 訪問リハビリテーションは、通院等困難な方へのサービスだが、他事業所の医師が主治医の場合、当事業所の医師の診察も必要であり、2か所の診察を受けることは、本人、家族にも負担が大きい。また、通院も往診（訪問リハビリテーションのある事業所の病院への）も困難な時は、実質訪問リハビリテーションは困難となっているため、<u>「訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び～」とあるが、当事業所の医師の指示だけでなく、他事業所の医師の指示（直接的な）でも情報提供書だけでなく直接的な指示でサービスを提供できるようにして欲しい。</u>
17	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	96	3	1		※通所介護、通所リハビリテーション (利用料等の受領) 費用の設定金額について、ある程度の基準があれば設定しやすいので、<u>「事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用」についての基準化して欲しい。</u>
18	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	9	3			※介護老人福祉施設 (施設が準備すべき用品) Q&Aの中で、車いす、エアマットについては記載があるが、その他の福祉用具、介護用品等について、施設基準や各種法令、老企第54号（厚生労働省老人保健局通知）では示されていない。可能であれば、施設が準備すべき介護用品、福祉用具及び医療用品等について福岡市の独自基準として具体的に列挙して欲しい。

各介護保険事業者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課長

**介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等に係る条例の制定に関する
ご意見募集について**

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

平成23年4月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）等の施行に伴い、介護保険法等の一部が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた、介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等について、条例で定めることとされております。

つきましては、条例制定にあたり、皆様から、福岡市の介護サービス事業等の条例作成にあたっての検討項目（案）やその他の追加項目に関するご意見を募集いたします。

今回お寄せいただいたご意見等は、保健福祉審議会での検討資料とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 配付資料 | ①介護サービス事業等の条例作成にあたっての検討項目（案）
②ご意見提案書
③基準の整理表
…基準を簡略化したものですので、正確には厚生労働省令基準をご参照下さい。
④厚生労働省令基準 |
| 2 締 切 | <u>平成24年6月15日（金）</u> |
| 3 提出方法 | Eメール、FAXまたは郵送 |
| 4 そ の 他 | ・個々のご意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
・ <u>福岡市独自基準の設定による介護報酬の改定は行わない予定です。</u> |

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課 井上、松永、有吉
電話：711-4257 FAX：733-5587
E-mail：shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp

介護サービス事業等の条例案作成を検討するにあたっての 基本的な考え方

1. 介護報酬の変更は行わない。
2. 従うべき基準は、基本的には変更しない。
(変更する場合は、介護報酬に関わらない軽微な変更にとどめる。)
3. 参酌すべき基準を重点的に検討する。

(参考例)

区分	法的効果	検討方針	基準	
従うべき基準	法令に必ず 適合しなければならない基準	基本的には独自基準を作る検討の余地がないもの	人員基準	全て
			設備基準	居室面積
			運営基準	内容及び手続の説明及び同意
				提供拒否の禁止
				サービスの取扱方針(身体拘束等)
				介護(従業者以外の介護の禁止)
				入所者の入院期間中の取扱い
				管理者による管理
				秘密保持等
				事故発生の防止及び発生時の対応
標準	通常よるべき基準	独自基準を作る検討の余地があるもの (合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている)	運営基準	利用定員等
参酌すべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準	【重点的に検討】 独自基準を作る検討の余地があるもの (法令の基準を十分参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている)	従うべき基準、標準以外の基準全て	

介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目(案)

分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
人員基準	在宅サービス系等※	暴力団の排除	従うべき基準	役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない
設備基準	施設系	施設における廊下幅要件	参酌すべき基準	廊下の一部を拡張することにより、入所者、従業員等の往来に支障がない場合は片廊下の幅1.5m以上。中廊下の幅1.8m以上（ユニット型の基準に合わせる）	片廊下の幅 1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上
	施設系 居住系	バルコニーなどの設置	—	二階以上の建物の場合、バルコニーや外階段の設置を検討。なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅で検討	規定なし
	施設系	介護老人福祉施設の設備規定	—	汚物処理室の設置を検討	規定なし（老人福祉法の特養にのみ規定がある）
	短期入所	利用定員	標準	利用定員の緩和を検討	単独型は利用定員20人以上
	施設系	特養のユニット定員	参酌すべき基準	定員の明確化を検討	おおむね10人以下
	施設系 短期入所	多床室におけるプライバシーの配慮	—	間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする等の規定を検討	規定なし
運営基準	施設系	非常災害対策	参酌すべき基準	備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討	規定なし
	施設系	非常災害対策	参酌すべき基準	想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所	サービスの取扱方針	—	身体拘束等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所		参酌すべき基準	身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的な取り組み」等の追加を検討	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
	施設系 短期入所	定員の遵守	参酌すべき基準	やむを得ない事情の明確化を検討	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	施設系 短期入所	介護における入浴の回数	参酌すべき基準	入浴回数の増を検討	週2回以上の入浴・清拭
	特養系	社会福祉法人減免	—	社会福祉法人減免の実施についての規定の追加を検討	規定なし
	特養系	福祉避難所の設置	—	福祉避難所の設置についての規定の追加を検討	規定なし
	老健	入退所	参酌すべき基準	退所に際して、地域包括支援センターとの連携の追加を検討（地域包括ケアに向けた対応）	居宅介護支援事業者・主治の医師・保健医療サービス等との連携に努めなければならない
	全般	サービス提供記録等の保存期限	参酌すべき基準	保存期限を5年に延長を検討（介護報酬（時効5年）の不正受給などによる返還指導のため、確認書類が必要。）	保存期限2年
	全般	内容及び手続きの説明及び同意	従うべき基準	文書により同意を得ることの義務化を検討	サービスの開始について利用申込者の同意を得なければならない。
	全般	苦情処理	参酌すべき基準	苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない
	全般	勤務体制の確保等（研修機会の確保）	参酌すべき基準	具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討	規定なし
				利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる努力規定の追加の検討	規定なし

(参考)平成24年3月7日から5月1日に行った意見募集で寄せられた主な意見

分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
人員基準	全般	生活相談員の資格要件	従うべき基準	生活相談員の資格要件の明確化を検討	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者
	全般	職員の配置	従うべき基準	職員配置の増について検討 ①看護介護職員 ②リハビリ職員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等
	全般	看護職員の配置	従うべき基準	看護職員の夜間配置を検討	規定なし
設備基準	老健	浴室、トイレの構造	参酌すべき基準	出入口の幅等，介助を考慮したものにする規定の追加を検討	規定なし
	全般	手すりの設置	—	必要な部分に手すりの設置を検討	規定なし
	施設系	特別養護老人ホームの居室の定員	参酌すべき基準	定員の緩和を検討	1人，ただし必要な場合は2人とすることができる（夫婦部屋への対応）
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を検討	規定なし
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と，通所介護の施設は専用とせず，相互で利用できるよう設備要件の緩和を検討	専用とすること，ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない（認知症対応通所介護）
運営基準	全般	勤務体制の確保等（研修機会の確保）	参酌すべき基準	研修の機会の中に外部研修の追加を検討	規定なし
	全般（介護施設を除く）	事故発生時の対応	従うべき基準	事業者の市町村等への連絡に「速やかに」の追加を検討	規定なし（介護施設には既に「速やかに」と規定されている）

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
申請者			介護 保険法 78の2, 86	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(※条例委任されていない)		
基本方針			1-2	①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 ②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。 ③明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	39	①入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
人員基準	従業員の員数	医師		健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数		同左
		生活相談員		入所者数100に対し1以上で常勤		同左
		介護職員、看護職員 (総数)		常勤換算で入所者数3に対し1以上		同左
		看護職員	入所者が30を超えない	常勤換算1以上 1人は常勤	同左	
			入所者が30を超えて 50を超えない	常勤換算2以上 1人は常勤		
			入所者が50を超えて 130を超えない	常勤換算3以上 1人は常勤		
			入所者が130を超えない	常勤換算で3＋利用者数50に対し1以上 1人は常勤		
		栄養士		1以上 定員が40以下の場合、処遇に支障がなければ置かないことができる。		同左
		機能訓練指導員		1以上 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 同施設の他の職務に従事可。		同左
		介護支援専門員		1以上 入所者数100に対し1以上 常勤専従だが、同施設の他の職務に従事可。		同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

				条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
設備基準	居室	ユニット	定員	3	1人(例外2人)	40	同左
			一ユニット定員		-		おおむね10人以下
			一人当たりの床面積		10. 65㎡以上		10. 65㎡以上(2人:21. 3㎡以上)
			居室を隔てる壁		-		ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
			ブザー等		設置		同左
	共同生活室		形状		-		入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状
			床面積		-		2㎡×ユニットの定員以上
			設備・備品		-		必要な設備及び備品
	洗面設備		位置		居室のある階ごとに設置		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数
			構造等		要介護者が使用するのに適したもの		同左
	便所	位置	居室のある階ごとに居室に近接		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数		
		ブザー等	設置		同左		
		構造等	要介護者が使用するのに適したもの		同左		
	静養室		位置		介護職員室又は看護職員室に近接		-
	浴室		構造等		要介護者が入浴するのに適したもの		同左
	医務室	形態	診療所		同左		
		設備・備品	医薬品及び医療機器 必要に応じて臨床検査設備を設置				
	食堂及び機能訓練室		広さ		それぞれ必要な広さ 合計面積は3㎡×定員以上 広さを確保できれば同一の場所でも可		-
			備品		必要な物を設置		
	廊下		廊下幅		1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上		1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上 廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には1. 5m以上、中廊下は1. 8m以上。
	火災その他非常災害対策				必要な設備		同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	4	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②入所申込者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	49 (4準用)	同左
	提供拒否の禁止	4-2	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	49 (4-2準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	4-3	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等を行う。	49 (4-3準用)	同左
	受給資格等の確認	5	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	49 (5準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	6	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	49 (6準用)	同左
	入退所	7	①常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な者に対しサービスを提供する。 ②入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる。 ③入所時に居宅介護支援事業者への照会等により心身の状況等の把握に努める。 ④入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 ⑤④にあたって、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。 ⑥心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。 ⑦退所時に居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス等を提供する者との連携に努める。	49 (7準用)	同左
	サービスの提供の記録	8	①入所時に入所の年月日・施設の種類・名称を、退所時には退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録する。	49 (8準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	利用料等の受領	9	①法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、サービス費用基準額からサービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。 ③上記の支払を受ける額のほか、下記の費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 居住に要する費用 三 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの ④上記一から四までの費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤上記に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、一から四までの費用に係る同意については、文書によるものとする。	41	同左
	保険給付の請求のための証明書の交付	10	法定代理受領に該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を交付する。	49 (10準用)	同左
	サービスの取扱方針	11	①施設サービス計画に基づき、処遇を妥当適切に行う。 ②漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。 ③処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。 ④当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。	42	①施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援する。 ②各ユニットにおいて入居者が役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。 ③プライバシーの確保に配慮する。 ④自立した生活の支援を基本として、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。 ⑤入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 ⑥当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑦身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑧自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	施設サービス計画の作成	12	①管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 ③適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 ④③のアセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 ⑤入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 ⑥サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ⑦当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 ⑧施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 ⑨モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ⑩下記の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ⑪②～⑧までの規定は、⑨に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	49 (12準用)	同左
	介護	13	①自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。 ②週2回以上の入浴・清しき。 ③排せつの自立について必要な援助を行う。 ④おむつの適切な取り替え。 ⑤褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑥離床、着替え、整容等を適切に行う。 ⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	43	①相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、適切な技術をもって行う。 ②入居者が、日常生活における家事を、役割を持って行うよう適切に支援する。 ③適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。やむを得ない場合には、清しきで可。 ④排せつの自立について必要な援助を行う。 ⑤おむつの適切な取り替え。 ⑥褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑦離床、着替え、整容等を適切に行う。 ⑧常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑨入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
	食事	14	①栄養・嗜好等を考慮した食事を適時に提供する。 ②可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。	44	①栄養・嗜好等を考慮した食事を提供する。 ②食事の自立について必要な支援を行う。 ③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。 ④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、共同生活室での食事を支援する。
	相談及び援助	15	入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。	49 (15準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	社会生活上の便宜の提供等	16	①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努める。	45	①嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、これらの活動を支援する。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入居者の外出の機会を確保するよう努める。
	機能訓練	17	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。	49 (17準用)	同左
	健康管理	18	医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。	49 (18準用)	同左
	入所者の入院中の取扱い	19	病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようする。	49 (19準用)	同左
	入所者の市町村への通知	20	以下に該当する場合は、意見を付してその旨を市町村に通知する。 一 正当な理由なしに指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	49 (20準用)	同左
	管理者による管理	21	管理者は、常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	49 (21準用)	同左
	管理者の責務	22	①施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ②従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	49 (22準用)	同左
	計画担当介護支援専門員の責務	22-2	一 入所の際に、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。 二 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 三 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人・家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。 四 退所に際し、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。 五 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 六 苦情の内容等を記録する。 七 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。	49 (22-2準用)	同左
	運営規定	23	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	46	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	勤務体制の確保等	24	①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。 ③施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	47	①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②以下の職員配置を行う。 一 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。 ③ユニット型施設は、ユニット型施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
	定員の遵守	25	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	48	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	非常災害対策	26	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	49 (26準用)	同左
	衛生管理等	27	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。 ②施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。 四 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。	49 (27準用)	同左
	協力病院等	28	①協力病院を定めておく。 ②協力歯科医療機関を定めておくよう努める。	49 (28準用)	同左
	掲示	29	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。	49 (29準用)	同左
	秘密保持等	30	①業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 ③居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。	49 (30準用)	同左
	広告	31	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	49 (31準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	32	①居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、利益を収受してはならない。	49 (32準用)	同左
	苦情処理	33	①苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。 ③入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。 ⑤入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、内容を国民健康保険団体連合会に報告する。	49 (33準用)	同左
	地域との連携等	34	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。 ②サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。	49 (34準用)	同左
	事故発生防止及び発生時の対応	35	①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。 ②サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。 ④サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。	49 (35準用)	同左
	会計の区分	36	事業の会計をその他の事業の会計と区分する。	49 (36準用)	同左
	記録の整備	37	①従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。 ②サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。 一 施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	49 (37準用)	同左

**介護サービス事業等の基準に関する条例制定の
スケジュール(案)**

介護サービス事業等の基準に関する条例制定のスケジュール（案）

平成24年8月7日現在

月	全体スケジュール	条例委任検討部会
3	福岡市保健福祉審議会へ諮問（3月29日）	第1回意見募集 3月7日～5月1日
4	高齢者保健福祉専門分科会①	
5		条例委任検討部会②（5月21日）
6		第2回意見募集 5月22日～6月15日
7		条例委任検討部会③（7月9日）
		条例委任検討部会④（7月17日）
8	高齢者保健福祉専門分科会②（8月7日）	
9	市議会第2委員会報告	
10	パブリック・コメントの実施	条例委任検討部会⑤ （パブリック・コメント意見の整理・検討）
11	高齢者保健福祉専門分科会③ （答申案の審議）	
	福岡市保健福祉審議会から答申	
12	12月議会 （条例案の上程）	
1	事業者等へ周知	
2		
3		

福岡市介護支援ボランティア事業について

福岡市介護支援ボランティア事業の概要等

1. 事業概要

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合にポイントを付与することにより、高齢者が社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防を促進できるようにする。

2. 期待される効果

- (1) 高齢者の社会参加、健康増進、介護予防、生きがいがいづくりにつながる。
- (2) 介護保険施設等と地域住民との交流機会が増加し、地域に開かれた施設づくりに寄与する。
- (3) 地域での支え合い活動に対する認識の高まりにつながる。

3. 制度運用イメージ

(1)対象者

第1号被保険者

(介護予防と保険料の軽減等に充てるとの観点から、福岡市の第1号被保険者とする)

(2)活動場所

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設
- ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- ⑤認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
- ⑥特定施設入居者生活介護事業所
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑧小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨認知症対応型通所介護事業所
- ⑩通所介護事業所（デイサービス）
- ⑪通所リハビリテーション事業所（デイケア）
- ⑫短期入所生活介護事業所（ショートステイ）
- ⑬短期入所療養介護事業所（ショートステイ）
- ⑭複合型サービス事業所

(3)対象となる活動

- ①レクリエーション（趣味活動）などの指導・補助
- ②入所者・利用者に対する芸能等の披露
- ③入所者・利用者の話し相手
- ④行事の手伝い
- ⑤食事介助の補助（お茶だし、配膳、下膳など）
- ⑥入浴介助の補助
- ⑦サービス利用者が利用する場所の掃除や衣類整理の補助

⑧散歩，屋内移動，送迎の補助

⑨整髪，からだ拭きの補助

(4)事業の実施方法

福岡市社会福祉協議会（ボランティアセンター）への委託により実施

(5)活動方法

- ・ ボランティアの受入れを希望する施設等は事前に受入施設としての登録を行う。
- ・ ボランティア希望者は，ボランティア登録申請を行い，ボランティア手帳を受領
- ・ ボランティア希望者が受入施設に連絡を取り、施設の指示に従って活動する。

(6)ポイント管理

- ・ 受入施設は，活動終了後にボランティア手帳にスタンプを付与する。
- ・ ポイントは1回（おおむね1時間以上）の活動に対して、200 ポイントを付与。
- ・ 1日の上限 200 ポイント、年間上限 5,000 ポイント
- ・ ポイントが上限に達した場合も活動の継続は可能

(7)ポイント交換

- ・ 活動者は、原則、年1回ポイントの交換申し出ができる。（1 ポイント＝1 円換算で交換）
ただし，保険料の滞納がある場合は，交換及び寄附はできない。

4. 財源

介護保険事業特別会計の地域支援事業（介護予防事業）

5. スケジュール

平成24年8月～ 受入施設のエントリー受付
11月～ ボランティアのエントリー受付
平成25年2月～ 事業開始

6. 他都市の実施状況

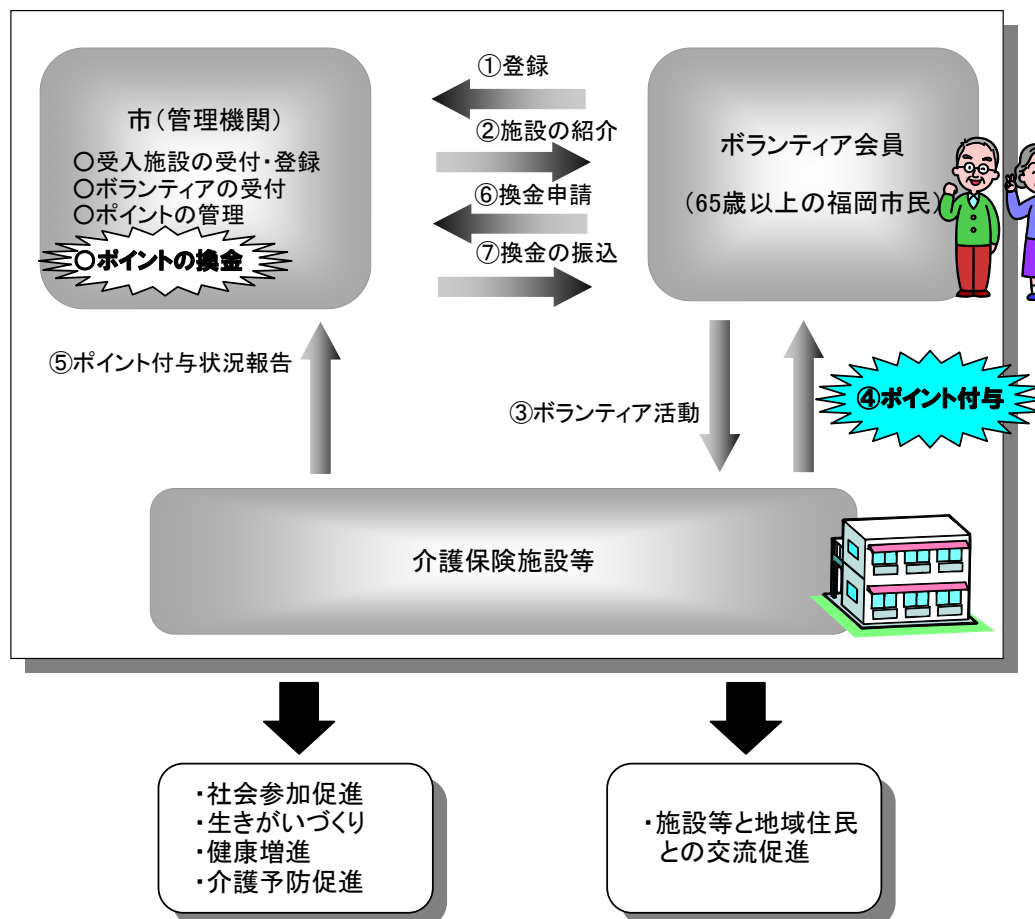
- ・ 全国 約50市町村
- ・ 政令市 実施3市(横浜市,相模原市,さいたま市)、検討4市(新潟,札幌,浜松,北九州)
- ・ 九州県庁所在地 実施中1市(長崎)、検討中2市(宮崎,佐賀中部広域連合)

介護支援ボランティア事業

9,669千円

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合にポイントを付与することにより、高齢者が社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防を促進できるようにする。

～ボランティア活動を行った際にポイントが得られ、貯まったポイントを換金できる仕組み～



福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について

目 次

Ⅰ	福岡市高齢者保健福祉計画の基本理念等	2 ページ
Ⅱ	福岡市の高齢者保健福祉施策の概要と実績について	3 ページ
Ⅲ	第 4 期介護保険事業の実施状況について	21 ページ

I 福岡市高齢者保健福祉計画の基本理念等

福岡市は、「本格的な高齢社会」に向けて実現すべき目標として基本理念を掲げ、その実現のために4つの取組みの視点に基づいて、高齢者保健福祉施策を総合的に推進していきます。

特に、社会参加活動への支援、健康づくり・介護予防の推進、認知症高齢者の支援体制の充実、地域生活支援体制の充実について重点的に推進します。

【基本理念】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成

【取組みの視点】

健康でいきいきとした豊かな
シニアライフの実現

要援護高齢者の総合支援の充実

地域生活支援体制の充実

安全・安心な生活環境の向上

【施策区分】

社会参加活動への支援

社会参加活動の環境整備

就業機会の確保

健康づくりの推進

介護予防の推進

在宅生活支援の充実

施設・居住系サービスの充実

介護サービスの質の確保・向上

認知症高齢者の支援体制の充実

権利擁護の推進

総合相談機能の充実

地域ネットワーク体制の構築

高齢者居住支援

人に優しいまちづくりの推進

II 福岡市の高齢者保健福祉施策の概要と実績について

1 健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

いつまでも元気にいきいきと暮らすためには、自らが継続的な健康づくりや、介護予防に努めることが重要であることから、生活機能が低下した高齢者への介護予防事業の推進や、地域における健康づくりや介護予防の取組みに対する支援など、高齢者の健康寿命の延伸に取り組む。

また、高齢期を迎えてからも、豊かな経験、知識、能力を活かして活躍することが期待されており、就業やボランティア活動等への参加を支援する。

(1) 社会参加活動への支援

高齢者が生きがいを持って生活することは、健康の維持・介護予防の推進にもつながっていくことから、趣味・教養、文化、スポーツ活動、または地域活動を通じて、豊かで健康的な生活を維持できるよう支援に努めるとともに、自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような、高齢者の社会参加のあり方について検討していく。

事業名	事業概要と実績			
老人クラブ	高齢者の社会参加を進め、その生活を健康で豊かなものとする。 ①老人クラブ組織（単位老人クラブ、活動推進員、連合会） ②日常的活動（友愛訪問、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、高齢者農園、囲碁将棋大会、美術展） ③高齢者保健福祉大会 ※本市運営基準の見直しを行い、平成22年4月1日から適用している。			
	年度	21	22	23
	年度末会員数(人)	49,545	47,133	45,196
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する。 ①教養講座 ②相談事業 ③高齢者創作講座 ④老人教室 ⑤入浴サービスなど			
	年度	21	22	23
	利用許可証交付数（人）	12,024	12,293	12,182
	延べ利用者数(人)	471,116	484,143	489,068
生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、地域において実施する。 ①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室			
【一次予防事業】	年度	21	22	23
	参加者数(人)	25,713	24,201	23,352
高齢者創作講座・老人教室	高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いきいきの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。			
【一次予防事業】	年度	21	22	23
	延べ参加者数(人)	228,617	223,134	222,106
高齢者地域参画支援講座	高齢者が生きがいを持ち、学習活動を通じて習得した知識・技能を活用して積極的に社会参加ができるよう、地域の状況に即した多様な講座を開催する。			
	年度	21	22	23
	参加者数(人)	53,824	53,123	51,380
	講座数(講座)	138	138	138

事業名	事業概要と実績			
全国健康福祉祭	スポーツ・文化・健康と福祉の総合的祭典への福岡市選手団の参加費を助成する。			
	年度	21	22	23
	開催地	北海道	石川県	熊本県
	派遣者数(人)	153	147	148
敬老金・敬老祝品	多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬老の意を表し、敬老金及び敬老祝品を贈呈する。			
	年度	21	22	23
	敬老金贈呈者数(人)	11,853	12,587	13,428
	敬老祝品贈呈者数(人)	216	222	216

(2) 社会参加活動の環境整備

高齢者が主体的に社会との関わりを持つことができるよう、これまでに培ってきた経験、知識、能力を活かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加したいという社会貢献意欲の高い高齢者の活躍の場づくりとして、活動拠点の機能強化や関連情報の提供に努める。

また、高齢者の意欲と地域社会のニーズをうまく組み合わせる仕組みづくりを検討するなど、高齢者の社会貢献活動を総合的に支援する環境の充実に努める。

事業名	事業概要と実績			
福祉バス	高齢者団体等のレクリエーション等の団体活動を支援するため福祉バスを運行し、その構成員の社会参加の推進を図る。			
	年度	21	22	23
	老人クラブ利用台数	700	670	654
高齢者乗車券	高齢者の社会参加を推進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、交通費の一部を助成する。 (平成22年度から I C カード乗車券を導入)			
	年度	21	22	23
	交付実績(人)	91,915	92,935	100,580
	※年度は乗車券交付年度(9/1～翌年9/30)			
老人いこいの家	高齢者の教養の向上や相互親睦などの場を提供する。			
	年度	21	22	23
	利用者数(人)	323,320	324,450	326,780
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として機能の充実に努める。			
	年度	21	22	23
	設置箇所数	7	7	7
ボランティア・インターンシップ事業	団塊の世代や高齢者などが、自ら関心のある N P O ・ボランティア活動やコミュニティ活動を一定期間体験することができる機会を提供し、社会参加活動の促進を図る。			
	年度	21	22	23
	体験者数(人)	279	290	231
	うち60歳以上(人)	35	27	19

事業名	事業概要と実績			
ふくおか高齢者はつつ活動拠点事業	「教えたい」高齢者と「学びたい」高齢者を結ぶ学習活動や、ボランティアを必要とする学校や社会教育施設などの情報収集・提供、知識・技術を「活かしたい」高齢者などとボランティア活動の場の需給調整を行う。			
	年度	21	22	23
	参加者数(人)	2,577	2,741	1,171

(3) 就業機会の確保

高齢者の就業は、収入を得ることのほか、生きがいづくりや社会参加を目的とするなど、就業ニーズが多様化していることから、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援していく。

事業名	事業概要と実績			
シルバー人材センター	就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供する。 ※公益社団法人の認定を受け、平成24年4月1日付け公益社団法人へ移行。			
	年度	21	22	23
	年度末会員数(人)	7,005	7,050	6,966
	年間就業率(%)	72.5	75.7	78.1
就労相談窓口事業（旧：中高年就業相談窓口事業）	中高年求職者を対象として、各区の市民相談室内に設置した相談窓口において、求職活動にあわせたアドバイスをを行うとともに、セミナーの開催や職業紹介を行う。 ※国の方針により平成21年度に廃止された高年齢者職業相談窓口について、平成22年度から「中高年就業相談窓口事業」として実施。24年度以降は、15歳以上を対象とする「就労相談窓口事業」として実施。			
	年度	21	22	23
	相談件数	6,360	3,211	3,872

(4) 健康づくりの推進

健康づくりは、市民が主体的・自主的に、楽しく・気軽に取り組めるような支援が重要であるため、地域や関係団体等と協力しながら、「健康日本21福岡市計画」に基づくとともに、介護保険の「地域支援事業」や医療保険の「特定健診等」とも連携して、家庭や地域で継続して健康づくりに取り組めるよう情報提供や環境づくりを推進している。

事業名	事業概要と実績																															
特定健診・特定保健指導 (よかドック)	平成20年度より、医療保険者による40～74歳の方を対象にした生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導が開始された。 福岡市では、愛称「よかドック」として福岡市国民健康保険加入者を対象に、各区保健福祉センター、健康づくりセンター、実施医療機関（約570箇所）などで実施。個別勧奨や全市的な啓発を行い、受診の習慣化を図るとともに、日曜日実施の拡充など、受診しやすい環境づくりを行う。 22年度からは検査項目を見直し、心電図と貧血検査を全員実施としている。																															
	<table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>特定健診受診者数（人）</td><td>32,917</td><td>37,201</td><td>43,338</td></tr></table> ※平成23年度の受診者数は暫定値。10～11月頃確定予定。	年度	21	22	23	特定健診受診者数（人）	32,917	37,201	43,338																							
年度	21	22	23																													
特定健診受診者数（人）	32,917	37,201	43,338																													
福岡市健康づくりチャレンジ事業（旧：健康づくり・介護予防市民運動化推進事業）	「健康日本21福岡市計画」を推進し、健康づくり・介護予防を市民全体の市民運動としてさらに充実させ、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を構築するため、「まち全体を健康に！」をスローガンに、10月の「福岡市健康づくり月間」を中心に、民間企業や大学等と連携した各種事業を展開する。																															
	①シンク・ヘルス・プロジェクト～健康について考える秋～ 「福岡市健康づくり月間」である10月に、行政、企業、大学等による健康イベントの集中PR及び集中開催を行い、健康づくりに取り組む市民の活動を支援する。 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>－</td><td>23,451</td><td>29,766</td></tr></table> ②健康チャレンジキャンペーン 10月の「福岡市健康づくり月間」を中心に、健康づくり活動への参加者にポイントを付与し、参加者に抽選で賞品が当たる健康づくりのキャンペーンを実施する。 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>－</td><td>－</td><td>298</td></tr></table> ③ポータルサイト運営 健康づくり・スポーツに関する情報を一元的に集約・発信するポータルサイトを設置運営する。 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>アクセス数(件)</td><td>－</td><td>13,685</td><td>40,639</td></tr></table> ※なお、平成21年度までは、「健康づくり・介護予防市民運動化推進事業」として、以下の、普及啓発事業等を実施した。 ①市民啓発大規模イベントの開催 ②市民啓発パンフレットの作成 ③地域の拠点づくりとして公民館等に健康器具等設置 ④「ウォーク&ライド」でウォーキング推進事業 ⑤健康づくり・介護予防を推進する地域リーダーの育成 <table><tr><td>年度</td><td>21</td></tr><tr><td>啓発イベント参加者数(人)</td><td>3,602</td></tr><tr><td>地域拠点整備(校区)</td><td>149</td></tr><tr><td>地域リーダー育成(人)</td><td>13</td></tr></table>	年度	21	22	23	参加者数(人)	－	23,451	29,766	年度	21	22	23	参加者数（人）	－	－	298	年度	21	22	23	アクセス数(件)	－	13,685	40,639	年度	21	啓発イベント参加者数(人)	3,602	地域拠点整備(校区)	149	地域リーダー育成(人)
年度	21	22	23																													
参加者数(人)	－	23,451	29,766																													
年度	21	22	23																													
参加者数（人）	－	－	298																													
年度	21	22	23																													
アクセス数(件)	－	13,685	40,639																													
年度	21																															
啓発イベント参加者数(人)	3,602																															
地域拠点整備(校区)	149																															
地域リーダー育成(人)	13																															
【一次予防事業】																																

事業名	事業概要と実績			
健康手帳配布	健康管理に役立てるため、健診や医療の記録が記入でき、生活習慣病予防や健康増進の方法などを掲載した健康手帳を特定健診やがん検診時に配布する。			
	年度	21	22	23
	配布数(冊)	26,130	20,914	17,778

(5) 介護予防の推進

介護予防事業については、周知を強化し、参加者を増やしていく。また、自主的・自発的な活動をより促進して、自ら健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増えるように支援する。

○二次予防事業…対象者の把握に努め、対象者のニーズや状況に応じた支援をしていく。

○一次予防事業…健康づくり・介護予防についての知識の普及、啓発を目的に、高齢者が自ら取り組むことができるよう支援していく。

事業名	事業概要と実績			
二次予防事業 対象者把握事業	把握事業（平成20～22年度介護予防健診、平成23年度～基本チェックリスト郵送）や地域包括支援センター及び各区保健福祉センターの地域活動等により、二次予防事業対象者を把握し、介護予防事業への参加を推進する。			
	年度	21	22	23
	把握件数（件）	28,663	29,923	52,066
	うち介護予防健診からの把握（件）	20,729	23,542	515
【二次予防事業】	二次予防事業対象者決定数（人）	2,756	3,132	13,057
介護予防教室	スポーツジムや医療機関等で、運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施することで、身体機能の向上を図る。			
	年度	21	22	23
	運動器の機能向上参加者数(人)	638	659	840
【二次予防事業】	栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)	281	252	415
生活支援サービス	調理・洗濯・掃除などの家事について自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが一定期間自宅を訪問し、支援や助言を行う。			
	年度	21	22	23
【二次予防事業】	利用者数(人)	18	14	6
訪問型介護予防事業（旧：訪問運動生活指導）	閉じこもりがちな高齢者などを保健師や運動指導員が訪問し、健康づくり・介護予防や生活習慣予防等のアドバイスを行う。			
	年度	21	22	23
	利用者数(人)	1 (※80)	0 (※82)	20 (※161)
【二次予防事業】	(※)は一般高齢者を含めた人数			

事業名	事業概要と実績			
生き生きシニア健康福岡21事業	〔転倒予防教室〕 保健福祉センターやスポーツジム、医療機関等で、転倒予防を目的として、運動・栄養・口腔機能の向上に関する教室を実施する。			
	〔生き生き講座〕 公民館などで、運動機能向上・栄養改善・閉じこもり予防などの講座を、専門スタッフや講師を派遣して実施する。			
	年度	21	22	23
【一次予防事業】	参加者数(人)	51,389	51,474	56,097
【再掲】 生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、地域において実施する。 ①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室			
	年度	21	22	23
	参加者数(人)	25,713	24,201	23,352
【再掲】 高齢者創作講座・老人教室	高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いきいの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。			
	年度	21	22	23
	延べ参加者数(人)	228,617	223,134	222,106
地域ふれあい活動支援事業	校区社協の地域ボランティア等の運営により、閉じこもりがちな高齢者等を対象に機能訓練やレクリエーションを行う「ふれあいデイサービス」を実施して、健康づくり・介護予防を図るとともに、生きがいづくりや社会参加活動を促進する。			
	年度	21	22	23
	参加者数(人)	2,522	2,763	2,758
【再掲】 福岡市健康づくりチャレンジ事業（旧：健康づくり・介護予防市民運動化推進事業）	※詳細は、6 ページを参照。			
	【一次予防事業】			

2 要援護高齢者の総合支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が、いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活が続けられるよう、きめ細かなサービスの基盤整備の充実を図り、安全・安心を確保するための取組みを推進する。

また、認知症高齢者等がその人らしさを尊重され、安心して生活できるよう、医療と保健、介護、地域が密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークの充実強化を図るとともに、認知症に関する知識の普及啓発を行い、権利擁護の総合的な取組みを推進する。

(1) 在宅生活支援の充実

介護や医療の需要度が高い高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活が続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減、かかりつけ医等による在宅医療の提供など、きめ細かなサービスの充実を図り、安全・安心を確保するための取組みを推進する。

事業名	事業概要と実績			
緊急通報システム	単身等高齢者に通報装置を貸与し、高齢者の急病等の緊急時に協力員や訪問介護員（ホームヘルパー）がかけつけ、または救急車の要請を行う。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	5,051	5,281	5,734
声の訪問	単身高齢者に定期的に電話し、相談相手となつて安否確認や健康状態を把握するとともに、必要な各種サービスの情報を提供する。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	510	487	515
日常生活用具	一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者がいる世帯に対し、火災警報機、自動消火器、電磁調理器の3品目を給付する。			
	年度	21	22	23
	給付(件)	246	242	193
おむつサービス	在宅の寝たきり高齢者におむつ代の助成を行うことにより、介護負担を軽減し保健衛生の向上を図る。			
	年度	21	22	23
	年度末利用者数(人)	2,133	2,408	2,781
食の自立支援・配食サービス	要介護高齢者等に対し、配食サービスや食事提供関連サービスを計画的につなげて食の自立を図るとともに、安否の確認を行う。			
	年度	21	22	23
	利用者数(人)	781	675	601
生活支援ショートステイ	虚弱高齢者などの家族の不在等により在宅生活に支障をきたす場合、ショートステイにより在宅生活を支援する。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	11	14	9
生活支援ハウス	特別養護老人ホーム入所中の要支援または非該当の人、長期入院中で退院可能だが受け入れ先のない人に、介護支援、住居及び地域住民との交流を総合的に提供する。			
	年度	21	22	23
	定員(人)	30	30	30
	年度末利用者数(人)	25	27	28

事業名	事業概要と実績			
寝具洗濯乾燥消毒サービス	寝具の乾燥消毒及び丸洗いをを行うことにより、介護者の介護負担の軽減や保健衛生の向上を図る。			
	年度	21	22	23
	年度末利用者数(人)	59	71	70
移送サービス	寝台車などの特殊車両による移動費用の一部を助成し、高齢者の在宅生活支援、介護者の負担軽減を図る。			
	年度	21	22	23
	年度末利用者数(人)	89	99	102
あんしんショートステイ	介護者の入院などで介護保険の限度日数を超えるショートステイが必要な場合に、その費用を助成し介護者の負担軽減を図り在宅生活を支援する。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	1,952	2,258	2,461
家族介護者のつどい	家族介護者に対し、相互交流の機会を提供し、介護技術の習得や心身のリフレッシュを図る。			
	年度	21	22	23
	参加者数(人)	70	113	114
在宅医療の推進	(社)福岡市医師会が行う在宅医療推進事業(在宅医療ネットワークの充実、在宅医療・在宅ケアに関する啓発、訪問看護事業者等の研修会等)に対して助成するなど積極的に支援する。			
	(医療機関数)			
	年度	21	22	23
	在宅医療ネットワーク登録	449	467	462
	在宅緩和ケア実施	33	35	35
	緩和ケア病棟保有	10	10	10
居宅介護支援・介護予防支援	介護サービスやインフォーマルサービスの内容を本人、家族等と相談して、サービスを適切に利用できるように介護サービス計画を作成する。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人/月	14,745	15,537	16,622
	(予防) 人/月	8,959	9,449	10,266
訪問介護・介護予防訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や家事の援助を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 時間/月	126,975	132,379	141,976
	(予防) 人/月	5,608	5,879	6,263
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回/月	1,711	1,738	1,860
	(予防) 回/月	0	0	1
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回/月	13,180	13,967	15,207
	(予防) 回/月	1,254	1,372	1,407

事業名	事業概要と実績			
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回／月	3,989	4,407	4,289
	(予防) 回／月	364	489	522
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人／月	3,660	4,248	4,841
	(予防) 人／月	380	396	444
通所介護・介護予防通所介護	デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回／月	73,378	82,860	93,898
	(予防) 人／月	3,028	3,287	3,807
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等でリハビリテーションを日帰りで行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回／月	34,376	35,417	36,548
	(予防) 人／月	1,049	1,101	1,114
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 日／月	14,398	15,046	15,608
	(予防) 日／月	381	378	316
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 日／月	1,430	1,521	1,453
	(予防) 日／月	18	18	11
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや特殊寝台（介護ベッド）等の福祉用具を貸し出す。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人／月	6,976	7,915	8,976
	(予防) 人／月	1,791	2,245	2,759
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給する。			
	年度	21	22	23
	(介護) 件／月	246	275	297
	(予防) 件／月	146	165	174
住宅改修・介護予防住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消などの工事等に改修費を支給する。			
	年度	21	22	23
	(介護) 件／月	182	209	226
	(予防) 件／月	150	176	185

事業名	事業概要と実績			
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に、日常生活上の支援や介護を提供する。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人／月	2,143	2,282	2,352
	(予防) 人／月	461	438	432
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供する。 日常生活圏域毎に事業所1箇所を基本として整備していく。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人／月	194	239	332
	(予防) 人／月	18	17	22
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 回／月	3,866	4,176	4,023
	(予防) 回／月	10	6	23
夜間対応型訪問介護	24時間安心して生活できるよう、定期巡回と通報による随時対応を組み合わせ夜間の訪問介護を行う。 平成22年2月から、緊急通報システム・声の訪問事業との一体的事業(モデル事業)を実施している。			
	年度	21	22	23
	人／月	0	24	44

(2) 施設・居住系サービスの充実

介護保険事業計画などに基づき、在宅での生活が困難な高齢者に対して、適切な施設・居住系サービスを提供する。

日常生活圏域では、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実を図るとともに、利用者が状態に応じた適切な施設を選択できるよう、情報の提供に努める。

事業名	事業概要と実績			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に、日常生活の支援や介護を提供する。 ※地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を含む。			
	年度	21	22	23
	人／月	3,366	3,522	3,562
介護老人保健施設	状態が安定している高齢者が在宅復帰できるよう、医学的管理のもと介護、看護、医療を提供するとともに、リハビリテーションを中心としたケアを行う。			
	年度	21	22	23
	人／月	2,531	2,533	2,492
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療サービスを提供する。			
	年度	21	22	23
	人／月	1,174	1,053	944
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症のため介護を必要とする人に対して、共同生活の中で生活介護を行う。			
	年度	21	22	23
	(介護) 人／月	1,277	1,282	1,349
	(予防) 人／月	3	3	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護専用型特定施設で、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを提供する。			
	年度	21	22	23
	人／月	48	47	46
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスを提供する。			
	年度	21	22	23
	入所定員(人)	367	367	367

(3) 介護サービスの質の確保・向上

高齢者や家族の状況に応じたきめ細かな質の高い介護サービスを総合的・一体的に利用者本位で提供するため、高度に専門性を有する人材の育成や資質の向上のための支援を充実させるとともに、利用しやすい介護サービス情報の提供に努める。

事業名	事業概要と実績			
介護支援専門員の支援	介護支援専門員に対し、介護支援専門員ネットワークづくりや個別ケースへの助言などの支援を行う。			
	年度	21	22	23
	支援回数(回)	119	107	106
介護保険事業者研修	介護保険事業者に対し、利用者本位で、かつ質の高い介護サービスを安定的に提供するための研修を実施する。			
	①ケアマネジメント研修 ②介護技術レベルアップ研修 ③テーマ別研修 ④権利擁護研修 ⑤福祉用具・住宅改修事業研修 ⑥個別訪問相談支援			
	年度	21	22	23
	研修実施回数(回)	21	21	18
	研修参加者数(人)	1,616	2,042	2,198
認知症介護実践者等研修	高齢者介護実務者に対し、実践的研修を実施するとともに、事業所管理者に対し、適切なサービス提供のための研修を実施する。			
	①実践者研修 ②実践リーダー研修 ③認知症対応型サービス事業開設者研修 ④認知症対応型サービス事業管理者研修 ⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修			
	年度	21	22	23
	研修実施回数(回)	12	11	11
	研修参加者数(人)	819	659	672
介護サービス評価事業	本市独自の介護サービス評価システムにより認証された介護サービス事業所の情報の提供を行う。 ※平成22年度で認証事業は終了。 ※平成22年度に認証を交付された事業所については、認証期間(2年)終了の平成24年度まで、HP等にて情報提供を行う(提供内容…所在地・従業者状況・料金等の基本情報、基本理念や基本方針、研修実施状況等の詳細情報、自己評価、利用者評価、第三者評価等の評価情報など)。			
	年度	21	22	23
	新規：認証交付事業所累計(3月末現在)	276	278	0
	継続：認証交付事業所累計(3月末現在)	265	293	0
	認証交付事業所累計総数	(541)	(571)	(571)
ふれあい相談員	ふれあい相談員が施設などを訪問し、利用者の話を聞いたり相談に応じることで利用者の不安や疑問を解消するとともに、利用者の声を活かして施設側と意見交換するなど、介護サービスの質の向上を図る。			
	年度	21	22	23
	ふれあい相談員数(人)	10	14	14
	訪問施設数	16	16	16
事業者への指導監査	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、指導監査を実施する。			
	年度	21	22	23
	集団指導事業者数	236	294	525
	実地指導事業者数	190	264	162

(4) 認知症高齢者支援体制の充実

資料 4

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に対する正しい理解を図るための啓発活動を進めるなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努める。

事業名	事業概要と実績																								
認知症総合対策支援事業	【認知症医療対策】 ① 専門医療機関の機能強化と地域連携 ・平成21年11月に九州大学病院に認知症疾患医療センターを設置 ・平成22年10月から福岡市認知症医療連携システムを始動 更なる認知症の早期発見・早期診断・早期治療の専門医療体制の充実を図る。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>認知症相談医※（人）</td><td>－</td><td>88</td><td>109</td></tr><tr><td>協力病院（病院）</td><td>－</td><td>38</td><td>39</td></tr><tr><td>外来件数（件）</td><td>142</td><td>426</td><td>1,180</td></tr><tr><td>鑑別診断件数（件）</td><td>61</td><td>217</td><td>237</td></tr><tr><td>相談件数（電話・面接等）（件）</td><td>134</td><td>991</td><td>1,201</td></tr></table> ※福岡市で独自に設置している	年度	21	22	23	認知症相談医※（人）	－	88	109	協力病院（病院）	－	38	39	外来件数（件）	142	426	1,180	鑑別診断件数（件）	61	217	237	相談件数（電話・面接等）（件）	134	991	1,201
	年度	21	22	23																					
	認知症相談医※（人）	－	88	109																					
	協力病院（病院）	－	38	39																					
	外来件数（件）	142	426	1,180																					
	鑑別診断件数（件）	61	217	237																					
	相談件数（電話・面接等）（件）	134	991	1,201																					
	② 認知症地域医療支援事業（医師の要請等） 「かかりつけ医」に対するかかりつけ医認知症対応力向上研修の実施、かかりつけ医や認知症相談医への助言・区単位で認知症対策の推進役となる「サポート医」の養成を行い支援体制の充実強化を図る。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>サポート医養成(人)</td><td>4(延8)</td><td>2(延10)</td><td>2(延12)</td></tr><tr><td>かかりつけ医研修(人)</td><td>28</td><td>69</td><td>45</td></tr></table>	年度	21	22	23	サポート医養成(人)	4(延8)	2(延10)	2(延12)	かかりつけ医研修(人)	28	69	45												
年度	21	22	23																						
サポート医養成(人)	4(延8)	2(延10)	2(延12)																						
かかりつけ医研修(人)	28	69	45																						
【認知症総合相談窓口】 福岡市認知症医療連携システムの開始に伴い、各区保健福祉センター地域保健福祉課を若年性認知症を含む認知症総合相談窓口とし、地域包括支援センター等と連携しながら認知症の総合支援を行う。																									
<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>認知症相談延べ件数（件）</td><td>－</td><td>23,472</td><td>38,890</td></tr></table>	年度	21	22	23	認知症相談延べ件数（件）	－	23,472	38,890																	
年度	21	22	23																						
認知症相談延べ件数（件）	－	23,472	38,890																						
認知症サポーター養成事業	認知症サポーター(応援者)を養成し、地域住民と共働することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを展開する。 ①認知症キャラバン・メイト養成研修 ②認知症サポーター養成講座																								
	<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>認知症サポーター数（人）</td><td>6,006</td><td>7,071</td><td>7,466</td></tr></table>	年度	21	22	23	認知症サポーター数（人）	6,006	7,071	7,466																
年度	21	22	23																						
認知症サポーター数（人）	6,006	7,071	7,466																						
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	家族が介護疲れ等で休息が必要な時間帯に、ボランティアが居宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手、趣味の手伝いを行い、家族介護者のリフレッシュを図る。 ①支援員養成事業 ②支援員派遣事業																								
	<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>利用家族数(世帯)</td><td>23</td><td>21</td><td>19</td></tr><tr><td>総利用数(回)</td><td>369</td><td>293</td><td>404</td></tr></table>	年度	21	22	23	利用家族数(世帯)	23	21	19	総利用数(回)	369	293	404												
年度	21	22	23																						
利用家族数(世帯)	23	21	19																						
総利用数(回)	369	293	404																						
徘徊高齢者等ネットワーク事業	徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し、早期に発見・保護できるよう努める。 ①登録制度 ②徘徊高齢者SOSネットワーク会議※ ③一時保護事業 ④GPS検索システム ※平成22年度から「徘徊高齢者等ネットワーク会議」に名称変更。																								
	<table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>年度末登録者数(人)</td><td>498</td><td>602</td><td>565</td></tr></table>	年度	21	22	23	年度末登録者数(人)	498	602	565																
年度	21	22	23																						
年度末登録者数(人)	498	602	565																						

(5) 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、また、権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取組みを推進する。

事業名	事業概要と実績			
日常生活自立支援事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援する。 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類などの預かりサービス			
	年度	21	22	23
	年度末契約者数(人)	287	290	344
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度普及のための広報活動を行うとともに、身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう、市長が後見開始等の申立てを行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人等報酬の助成を行う。 ①普及啓発事業 ②後見開始等の市長申立 ③後見人報酬等助成事業			
	年度	21	22	23
	市長申立件数(件)	9	30	17
高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者の身体的虐待などの権利侵害に対して、「高齢者虐待防止連絡協議会」を開催することにより、関係機関とのネットワークの機能強化を図る。 また、高齢者の権利侵害を防ぐため、権利擁護について、市政だよりや「ハートフルフェスタ福岡」での啓発など、市民への普及・啓発に努めるとともに、高齢者虐待対応に係る研修等を実施する。 ①高齢者虐待防止連絡協議会 ②広報 ③研修			
	年度	21	22	23
	連絡協議会開催回数	1	1	1
【再掲】 介護保険事業者研修（権利擁護研修）	介護サービス事業者の資質・技術向上のため、成年後見制度や虐待防止法、身体拘束廃止に向けた取組み等について研修を行う。			
	年度	21	22	23
	研修実施回数(回)	5	6	6
	研修参加者数(人)	420	698	790

3 地域生活支援体制の充実

資料 4

地域包括支援センターの相談体制の強化や、一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め、地域における身近な総合相談機能の充実を図る。

また、自治会・町内会等の地域組織や民生委員などが連携した地域の特性に応じたネットワークを形成するための支援や、災害時要援護者の避難体制の整備に努めていく。

(1) 総合相談機能の充実

地域包括支援センターの相談体制の強化を図り、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や、「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努める。

また、高齢者に関する法律相談や在宅介護に関する相談などに引き続き取り組む。

事業名	事業概要と実績			
いきいきセンターふくおか運営（旧：地域包括支援センター事業）	いきいきセンターふくおかの運営により、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護に関する相談を受け、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援する。			
	①総合相談支援業務			
	②介護予防ケアマネジメント業務			
	③権利擁護業務			
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
	年度	21	22	23
	設置数(箇所)	39	39	39
	実相談件数（件）	18,044	21,429	24,288
	延相談件数（件）	58,361	89,546	106,241
	平成24年度以降は、「いきいきセンターふくおか」という愛称の普及、高齢者や家族等の身近な総合相談窓口であることの周知を図るとともに、同センターの処遇困難事例を福岡市が積極的に支援するなど、支援体制の充実・強化を図る。また、職員増員や、センターの増設を検討する。			
年度	21	22	23	
困難事例件数（件）	1,032	939	821	
福祉相談事業	高齢者及びその家族等の法律相談や認知症介護に関する悩み等の相談に応じることにより、福祉の増進を図る。			
	年度	21	22	23
	高齢者法律相談(件)	197	180	143
	認知症介護相談(件)	33	18	22
介護実習普及センター	介護知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図る。 また、介護専門者研修や出前講座を実施する。			
	①介護講座の開催 ②福祉用具の展示・相談 ③情報の収集・提供			
	年度	21	22	23
	年間利用者数(人)	37,142	36,557	37,051
高齢者を対象としたいきいきセンターへ出張相談（消費生活相談）	いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）から高齢者の契約トラブル等に関する相談があった際、それが電話による相談では解決が難しい事案である場合に、相談員が同センターに出張し、同センター職員立ち会いのもと高齢者から相談を受ける。			
	年度	21	22	23
	出張件数（件）	-	-	8

(2) 地域ネットワーク体制の構築

地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した高齢者に対する見守りや支援が行われるよう、また、福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域住民や民生委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図る。

特に、孤立死については、予防策として孤立化させないことが重要であるため、このネットワーク活動の支援を行うとともに、効果的な施策の検討を行う。

事業名	事業概要と実績																			
消費者啓発地域支援事業	公民館や自治協議会，老人クラブ，社会福祉協議会などを対象に，悪質商法をテーマとした出前講座を開催するとともに，身近な地域において高齢者に悪質商法の手口や対処法を伝達する「ご近所ボランティア」の育成を行う。 ①高齢者・高齢者周辺対象消費者教育出前講座 ②「悪質商法にNO！ご近所ボランティア」育成講座 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>消費者教育出前講座参加者数(人)</td><td>2,061</td><td>1,345</td><td>1,351</td></tr><tr><td>ご近所ボランティア育成者数(人)</td><td>48</td><td>91</td><td>15</td></tr></table>				年度	21	22	23	消費者教育出前講座参加者数(人)	2,061	1,345	1,351	ご近所ボランティア育成者数(人)	48	91	15				
年度	21	22	23																	
消費者教育出前講座参加者数(人)	2,061	1,345	1,351																	
ご近所ボランティア育成者数(人)	48	91	15																	
地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業	地域福祉ソーシャルワーカーをモデル的に配置し，地域で行われる福祉活動を支援して，孤立した高齢者の把握や予防の体制づくりについて検討 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>実施校区数</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td></tr><tr><td>見守り体制づくりの会議参加数</td><td>-</td><td>-</td><td>47</td></tr></table>				年度	21	22	23	実施校区数	-	-	6	見守り体制づくりの会議参加数	-	-	47				
年度	21	22	23																	
実施校区数	-	-	6																	
見守り体制づくりの会議参加数	-	-	47																	
ふれあいサロン	一人暮らし高齢者などの孤独感の解消や，寝たきり，認知症の予防を図るため，公民館や集会所等で，地域のボランティアとともにレクリエーション活動や健康チェックなどを定期的に行う。 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>助成校区数（校区）</td><td>132</td><td>135</td><td>134</td></tr><tr><td>実施箇所数（箇所）</td><td>275</td><td>282</td><td>292</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>7,813</td><td>7,553</td><td>7,779</td></tr></table>				年度	21	22	23	助成校区数（校区）	132	135	134	実施箇所数（箇所）	275	282	292	参加者数（人）	7,813	7,553	7,779
年度	21	22	23																	
助成校区数（校区）	132	135	134																	
実施箇所数（箇所）	275	282	292																	
参加者数（人）	7,813	7,553	7,779																	
ふれあいネットワーク	高齢者等の支援を要する人が地域で安心して暮らすことができるよう，地域のボランティアが日常的な見守りや買い物，ゴミ出し等の生活支援を行う。 <table><tr><td>年度</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>実施校区数</td><td>129</td><td>129</td><td>128</td></tr></table>				年度	21	22	23	実施校区数	129	129	128								
年度	21	22	23																	
実施校区数	129	129	128																	
災害時要援護者への支援体制整備	災害時要援護者が安全かつ迅速に避難できるよう，地域住民による避難支援体制の構築支援や，福祉施設との連携による福祉避難所の設置等を進める。 <table><tr><td>年度</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>要援護者情報の提供に関する覚書締結自治協議会数</td><td>78</td><td>97</td></tr><tr><td>福祉避難所設置数（箇所）</td><td>-</td><td>71</td></tr></table>				年度	22	23	要援護者情報の提供に関する覚書締結自治協議会数	78	97	福祉避難所設置数（箇所）	-	71							
年度	22	23																		
要援護者情報の提供に関する覚書締結自治協議会数	78	97																		
福祉避難所設置数（箇所）	-	71																		

4 安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安全・安心な生活を送り、社会活動ができるよう、それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化を進める。

(1) 高齢者居住支援

高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅の入居者募集における優遇措置など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者のための良質な住まいの確保を図る。

事業名	事業概要と実績			
住宅改造相談センター	身体機能の低下した高齢者に適するように住宅を改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行う。 住宅改造相談センターにて、専門の相談員（建築士、介護福祉士等）が相談に応じる。			
	年度	21	22	23
	相談件数	2, 846	2, 855	2, 694
住宅改造助成	介護保険住宅改修費の給付対象となる工事の一部を除く住宅改造について、身体機能の低下した高齢者の自立を促し、介護者の負担を軽減するため、費用の一部を助成する。			
	年度	21	22	23
	助成件数	141	166	184
高齢者住宅相談支援事業	民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して、本人の生活状態や住宅の希望等を聞いたうえで、それぞれの状況に応じた住宅物件情報や生活支援サービス等に関する情報を提供する。（平成23年度事業開始）			
	年度	21	22	23
	相談件数（件）	—	—	250
	業者紹介件数（件）	—	—	163
	成約件数（件）	—	—	23
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者が安全で安心して暮らせる住宅の供給を促進するため、優良な高齢者向け賃貸住宅に対し、建設費の一部助成や家賃の減額助成を行うことにより居住を支援する。			
	年度	21	22	23
	管理戸数(累計)	86	86	86
	認定戸数(累計)	86	86	110
	※平成23年度に新たに24戸認定。工事中につき、管理戸数は変わらない。			
「福岡市高齢者居住安定確保計画」の策定	高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的とし、高齢者に対する賃貸住宅などの供給目標や必要な施策等を位置づける「福岡市高齢者居住安定確保計画」について、住宅施策と福祉施策の連携を図りながら策定する。 ・平成24年度中に策定予定			

(2) 人に優しいまちづくりの推進

「ユニバーサル都市・福岡※」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めていく。

施設のバリアフリー化など	「福岡市福祉のまちづくり条例」及び「福岡市交通バリアフリー基本方針」に基づき、高齢者など多くの人が利用する道路や交通機関の施設などのバリアフリー化を促進するとともに、外出や移動のしやすさを支援するため、安全で快適に利用できる施設を目的別に検索できる「バリアフリーマップ」をホームページに掲載して、バリアフリーに関する情報発信に努める。 <table><tr><th>年度</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th></tr><tr><td>バリアフリー化した鉄道施設等の割合</td><td>83/90</td><td>84/90</td><td>84/90</td></tr><tr><td>福岡市バリアフリーマップの掲載施設件数（件）</td><td>633</td><td>956</td><td>956</td></tr></table>	年度	21	22	23	バリアフリー化した鉄道施設等の割合	83/90	84/90	84/90	福岡市バリアフリーマップの掲載施設件数（件）	633	956	956
年度	21	22	23										
バリアフリー化した鉄道施設等の割合	83/90	84/90	84/90										
福岡市バリアフリーマップの掲載施設件数（件）	633	956	956										
「福岡市バリアフリー基本計画」の策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）の施行に伴い、「福岡市交通バリアフリー基本方針」を見直し、平成24年度に「福岡市バリアフリー基本計画」として新たに策定する。 - 平成24年12月 「福岡市バリアフリー基本計画」市民意見募集（予定） - 平成25年3月 計画策定（予定）												

※ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のことであり、福岡市は「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」をまちの目標像として掲げ、市政のひとつの柱として推進しています。

Ⅲ 第4期介護保険事業の実施状況について

介護保険制度を円滑に運営するために本市では、学識経験者、社会福祉事業従事者、市議会議員、市民団体の代表者等で構成する「保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会」を設置し、市民からの幅広い意見を反映させた「福岡市高齢者保健福祉事業計画(第4期福岡市介護保険事業計画)」(計画期間平成21年度～平成23年度)を策定し、この事業計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度の安定運営に努めた。

1 被保険者数の推移

第1号被保険者数(65歳以上)が増加し、総人口に占める割合は平成23年度平均の実績で17.4%になっている。特に後期高齢者(75歳以上人口)が大きく増加している。

(単位:人)

区 分	H21年度平均			H22年度平均			H23年度平均		
	計画	実績	差	計画	実績	差	計画	実績	差
総人口…a	1,408,100	1,416,061	7,961	1,415,000	1,427,984	12,984	1,421,100	1,442,673	21,573
第1号被保険者数 (65歳以上人口)…b	240,700	240,799	99	245,700	246,319	619	250,200	251,485	1,285
前期(65-74歳人口)	130,300	130,454	154	130,500	130,960	460	130,000	131,164	1,164
後期(75歳以上人口)	110,400	110,345	△ 55	115,200	115,359	159	120,200	120,321	121
第1号被保険者数の総人口に 占める割合…b/a (高齢化率)	17.1%	17.0%	△0.1%	17.4%	17.2%	△0.1%	17.6%	17.4%	△0.2%
2号被保険者数(40-64歳人口)	460,200	462,169	1,969	467,900	471,576	3,676	476,700	482,040	5,340

※ 総人口＝住民基本台帳人口＋外国人登録人口

2 要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加とともに認定率(第1号被保険者に占める要介護認定者の割合)も年々増加し、平成23年度の実績は19.7%となっている。

(単位:人)

区 分	H21年度平均			H22年度平均			H23年度平均		
	計画	実績	差	計画	実績	差	計画	実績	差
要介護認定者数	45,310 (100.0%)	44,988 (100.0%)	△ 322 (0.0%)	47,240 (100.0%)	47,051 (100.0%)	△ 189 (0.0%)	49,320 (100.0%)	49,588 (100.0%)	268 (0.0%)
認定率	18.8%	18.7%	△0.1%	19.2%	19.1%	△0.1%	19.7%	19.7%	0.0%
要支援1	7,160 (15.8%)	7,329 (16.3%)	169 (0.5%)	7,440 (15.8%)	8,278 (17.5%)	838 (1.7%)	7,790 (15.8%)	9,301 (18.8%)	1,511 (3.0%)
要支援2	7,200 (15.9%)	6,537 (14.5%)	△ 663 (△ 1.4%)	7,510 (15.9%)	6,304 (13.4%)	△ 1,206 (△ 2.5%)	7,870 (16.0%)	6,469 (13.1%)	△ 1,401 (△ 2.9%)
要介護1	8,730 (19.3%)	8,975 (19.9%)	245 (0.6%)	9,090 (19.3%)	9,183 (19.5%)	93 (0.2%)	9,470 (19.3%)	9,345 (18.8%)	△ 125 (△ 0.5%)
要介護2	7,310 (16.1%)	7,140 (15.9%)	△ 170 (△ 0.2%)	7,610 (16.1%)	7,505 (16.0%)	△ 105 (△ 0.1%)	7,910 (16.0%)	8,054 (16.2%)	144 (0.2%)
要介護3	5,810 (12.8%)	5,799 (12.9%)	△ 11 (0.1%)	6,070 (12.8%)	5,780 (12.3%)	△ 290 (△ 0.5%)	6,330 (12.8%)	5,923 (11.9%)	△ 407 (△ 0.9%)
要介護4	4,800 (10.6%)	4,814 (10.7%)	14 (0.1%)	5,020 (10.6%)	5,131 (10.9%)	111 (0.3%)	5,250 (10.6%)	5,413 (10.9%)	163 (0.3%)
要介護5	4,300 (9.5%)	4,394 (9.8%)	94 (0.3%)	4,500 (9.5%)	4,870 (10.4%)	370 (0.9%)	4,700 (9.5%)	5,083 (10.3%)	383 (0.8%)

※ 認定率＝要介護認定者数／第1号被保険者数

※ ()内は構成比

3 介護サービスの利用状況

ア 介護サービス利用者の状況

平均のサービス利用者数は年々増加しており、それに伴いサービス利用率も伸びている。

(単位:人)

区分	H21年度平均		H22年度平均		H23年度平均	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要介護認定者数	44,988		47,051		49,588	
サービス利用者 (標準的在宅+居住系+施設)	35,105 (78.0%)	100.0%	36,781 (78.2%)	100.0%	38,925 (78.5%)	100.0%
要支援1	4,715 (64.3%)	13.4%	5,374 (64.9%)	14.7%	6,011 (64.6%)	15.4%
要支援2	4,794 (73.3%)	13.7%	4,680 (74.2%)	12.7%	4,865 (75.2%)	12.5%
要介護1	7,305 (81.4%)	20.8%	7,472 (81.4%)	20.3%	7,665 (82.0%)	19.7%
要介護2	6,111 (85.6%)	17.4%	6,466 (86.2%)	17.6%	7,009 (87.0%)	18.0%
要介護3	4,969 (85.7%)	14.2%	4,980 (86.2%)	13.5%	5,124 (86.5%)	13.2%
要介護4	4,010 (83.3%)	11.4%	4,233 (82.5%)	11.5%	4,441 (82.0%)	11.4%
要介護5	3,201 (72.8%)	9.1%	3,576 (73.4%)	9.7%	3,810 (75.0%)	9.8%
標準的在宅サービス利用者	24,103	100.0%	25,622	100.0%	27,584	100.0%
要支援1	4,509	18.7%	5,120	20.0%	5,741	20.8%
要支援2	4,536	18.8%	4,493	17.6%	4,701	17.0%
要介護1	5,829	24.2%	6,104	23.8%	6,323	22.9%
要介護2	4,429	18.4%	4,773	18.6%	5,257	19.1%
要介護3	2,590	10.7%	2,650	10.3%	2,834	10.3%
要介護4	1,414	5.9%	1,540	6.0%	1,684	6.1%
要介護5	796	3.3%	942	3.7%	1,044	3.8%
居住系サービス利用者	4,017	100.0%	4,140	100.0%	4,343	100.0%
要支援1	206	5.2%	254	6.1%	270	6.2%
要支援2	258	6.4%	187	4.5%	164	3.8%
要介護1	932	23.2%	894	21.6%	893	20.6%
要介護2	777	19.3%	816	19.7%	862	19.8%
要介護3	778	19.4%	779	18.8%	801	18.4%
要介護4	667	16.6%	694	16.8%	754	17.4%
要介護5	399	9.9%	516	12.5%	599	13.8%
施設サービス利用者	6,985	100.0%	7,019	100.0%	6,998	100.0%
要介護1	544	7.8%	474	6.7%	449	6.4%
要介護2	905	13.0%	877	12.5%	890	12.7%
要介護3	1,601	22.9%	1,551	22.1%	1,489	21.3%
要介護4	1,929	27.6%	1,999	28.5%	2,003	28.6%
要介護5	2,006	28.7%	2,118	30.2%	2,167	31.0%

※()内はサービス利用率＝サービス利用者数／要介護認定者数

※各実績は、国保連合会への支払実績による。

イ 介護サービスの利用状況

＜在宅サービス＞

サービス区分	単位	H21年度平均	H22年度平均	H23年度平均
訪問介護	利用者数(人/月)	12,248	12,860	13,824
介護予防訪問介護	人/月	5,608	5,879	6,263
訪問介護	時間/月	126,975	132,379	141,976
訪問入浴介護	回/月	1,711	1,739	1,861
訪問看護	回/月	14,434	15,339	16,613
訪問リハビリテーション	回/月	4,353	4,896	4,810
居宅療養管理指導	人/月	4,040	4,644	5,285
通所介護	利用者数(人/月)	9,719	10,725	12,083
介護予防通所介護	人/月	3,028	3,287	3,807
通所介護	回/月	73,378	82,860	93,898
通所リハビリテーション	利用者数(人/月)	4,502	4,688	4,765
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,049	1,101	1,114
通所リハビリテーション	回/月	34,376	35,417	36,548
短期入所生活介護	日/月	14,779	15,425	15,924
短期入所療養介護	日/月	1,448	1,539	1,464
福祉用具貸与	人/月	8,767	10,160	11,735
特定福祉用具販売	人/月	392	440	471
住宅改修	人/月	332	385	411
介護予防支援・居宅介護支援	人/月	23,704	24,986	26,888
夜間対応型訪問介護	人/月	0	24	44
認知症対応型通所介護	回/月	3,876	4,183	4,046
小規模多機能型居宅介護	人/月	212	256	354

＜居住系サービス＞

サービス区分	単位	H21年度平均	H22年度平均	H23年度平均
特定施設入居者生活介護	人/月	2,604	2,720	2,784
認知症対応型共同生活介護	人/月	1,280	1,285	1,351
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	48	47	46
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	86	89	160

＜施設サービス＞

サービス区分	単位	H21年度平均	H22年度平均	H23年度平均
介護老人福祉施設	人/月	3,280	3,433	3,562
介護老人保健施設	人/月	2,531	2,533	2,492
介護療養型医療施設	人/月	1,174	1,053	944

※各サービスには、予防給付分を含む。

ウ 各サービス別の保険給付費

(単位:千円)

		H21年度 4月～3月分計	H22年度 4月～3月分計	H23年度 4月～3月分計
標準的在宅サービス	訪問介護	5,236,514	5,537,271	5,945,398
	訪問入浴介護	238,641	243,609	259,998
	訪問看護	1,229,951	1,299,693	1,401,739
	訪問リハビリテーション	278,725	311,368	309,856
	居宅療養管理指導	687,569	798,400	915,359
	通所介護	7,972,706	9,017,899	10,222,980
	通所リハビリテーション	3,788,975	3,978,701	4,037,531
	短期入所生活介護	1,449,444	1,541,982	1,566,984
	短期入所療養介護	184,922	198,708	191,576
	福祉用具貸与	1,212,147	1,354,984	1,528,531
	特定福祉用具販売	150,494	166,527	181,981
	住宅改修	365,672	414,274	433,025
	介護予防支援・居宅介護支援	2,742,969	3,005,849	3,258,539
	夜間対応型訪問介護	9	5,371	9,518
	認知症対応型通所介護	474,740	521,273	507,994
	小規模多機能型居宅介護	471,183	575,765	776,408
合計		26,484,661	28,971,673	31,547,416
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	5,384,669	5,657,419	5,804,321
	認知症対応型共同生活介護※	3,758,041	3,797,091	4,017,301
	地域密着型特定施設入居者生活介護	104,077	108,657	106,179
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	263,791	279,979	488,693
合計		9,510,578	9,843,146	10,416,494
施設	介護老人福祉施設	9,660,022	10,186,823	10,635,682
	介護老人保健施設	8,104,078	8,226,937	8,130,101
	介護療養型医療施設	5,222,885	4,699,852	4,208,326
合計		22,986,985	23,113,613	22,974,108
高額介護サービス費		1,459,622	1,326,941	1,378,135
特定入所者介護サービス費		2,175,101	2,284,431	2,388,185
審査支払手数料		75,557	75,852	70,286
高額医療合算介護サービス費		818	203,647	177,014
保険給付費合計		62,693,324	65,819,302	68,951,639

※認知症対応型共同生活介護給付費には、短期利用分共同生活介護を含む。

※数値は四捨五入表示のため、合計が符合しない場合がある。

エ 1人当たりの保険給付額(高額介護サービス費等は除く)

(単位:円)

区 分	H21年度平均	H22年度平均	H23年度平均
標準的在宅サービス	91,575	94,224	95,332
居住系サービス	197,299	198,135	199,538
施設サービス	274,252	274,551	273,583

※上記実績の平均額。

(参考)

在宅サービス (標準的在宅サービス+居住系サービス)	106,679	108,678	109,531
-------------------------------	---------	---------	---------

4 第4期介護保険料の状況

ア 介護保険料の状況

段階と比率			対象者		保険料 (月額) (円)	H21年度		H22年度		H23年度	
						人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
第1段階 ×0.5	生活保護受給者			2,247	13,290	5.4%	14,093	5.7%	15,035	5.8%	
	非課税世帯	老齢福祉年金受給者									
第2段階 ×0.5		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超			2,247	43,299	17.7%	44,160	17.8%	45,656	17.7%
第3段階 ×0.75		課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下			3,370	32,759	13.4%	35,373	14.2%	37,620	14.6%
特別割合 ×0.93	第4段階 (基準額) ×1.0	本人非課税	課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下	4,179	38,383	15.7%	36,820	14.8%	36,450	14.1%	
			課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超	4,494	24,603	10.1%	25,578	10.3%	27,362	10.6%	
第5段階 ×1.10		課税世帯	本人課税	合計所得金額125万円以下	4,943	23,940	9.8%	24,720	10.0%	26,070	10.1%
第6段階 ×1.25				合計所得金額125万円超200万円未満	5,617	27,266	11.1%	27,780	11.2%	28,723	11.2%
第7段階 ×1.5				合計所得金額200万円以上300万円未満	6,741	19,965	8.2%	19,546	7.9%	20,038	7.8%
第8段階 ×1.75				合計所得金額300万円以上600万円未満	7,864	12,879	5.3%	12,405	5.0%	12,779	5.0%
第9段階 ×2.0				合計所得金額600万円以上	8,988	8,332	3.4%	7,776	3.1%	7,960	3.1%
合 計					244,716	100.0%	248,251	100.0%	257,693	100.0%	

(注) 年度末時点の人数。

イ 介護保険料独自減額制度の実施状況

平成21年度(平成22年3月末現在)

・低所得 482件

・居住用財産の買換え等 9件

平成22年度(平成23年3月末現在)

・低所得 464件

・居住用財産の買換え等 19件

平成23年度(平成24年3月末現在)

・低所得 444件

・居住用財産の買換え等 7件

・第3段階の非課税世帯で収入が1人世帯で120万円(2人世帯180万円以降1人増える毎に50万円加算)以下など、一定の要件に該当する場合は第2段階に減額。

・居住用財産等を売却し、譲渡所得があるが、新たな居住用財産等を買換え、当該所得を有していない場合などで、一定の要件に該当する場合、譲渡所得が無いものとした所得段階への減額。

ウ 第4期介護保険料収納状況(現年度分)

年度	徴収方法	調定額		収納額		収納率	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額
平成 21 年度	特別徴収	1,201,184	10,888,688,463	1,201,184	10,888,688,463	100.00%	100.00%
	普通徴収	486,890	1,960,072,827	412,594	1,657,844,458	84.74%	84.58%
	合 計	1,688,074	12,848,761,290	1,613,778	12,546,532,921	95.60%	97.65%
平成 22 年度	特別徴収	1,245,386	11,198,419,839	1,245,386	11,198,419,839	100.00%	100.00%
	普通徴収	460,495	1,808,143,270	393,464	1,539,295,032	85.44%	85.13%
	合 計	1,705,881	13,006,563,109	1,638,850	12,737,714,871	96.07%	97.93%
平成 23 年度	特別徴収	1,273,136	11,399,932,873	1,273,136	11,399,932,873	100.00%	100.00%
	普通徴収	467,919	1,853,821,395	398,830	1,587,496,622	85.23%	85.63%
	合 計	1,741,055	13,253,754,268	1,671,966	12,987,429,495	96.03%	97.99%

※各年度5月末現在の数値(決算値)。

5 第4期計画期間の介護保険財政の状況

(単位:円)

			事業計画(A)	決算額(B)	比較(B-A)		内 容
歳出	保険給付費	在宅サービス費	113,571,248,000	116,773,970,064	3,202,722,064	102.8%	通所介護等の増による
		施設サービス費	72,763,708,000	69,074,706,322	△ 3,689,001,678	94.9%	介護療養型医療施設の減による
		高額サービス費等	9,872,867,000	11,615,588,836	1,742,721,836	117.7%	特定入所者介護サービス費等の増による
		利用者負担減免額		353,097		—	震災関連減免分
		計	196,207,823,000	197,464,618,319	1,256,795,319	100.6%	
	地域支援事業費	介護予防事業	1,572,784,000	655,946,547	△ 916,837,453	41.7%	
		包括的支援事業・任意事業	3,919,282,000	3,689,179,606	△ 230,102,394	94.1%	
		計	5,492,066,000	4,345,126,153	△ 1,146,939,847	79.1%	
	第1号保険料過年度還付金			42,679,414	42,679,414	—	
	歳出計		201,699,889,000	201,852,423,886	152,534,886	100.1%	

歳入	介護給付費負担金	国(調整交付金除く)	34,447,117,000	34,872,183,511	425,066,511	101.2%	保険給付費の増による
		県	29,320,422,000	29,285,624,955	△ 34,797,045	99.9%	
		市	24,525,976,000	24,676,081,954	150,105,954	100.6%	保険給付費の増による
	介護保険災害臨時特例補助金(保険料減免分)			499,000		—	
	介護保険災害臨時特例補助金(利用者負担減免分)			353,000		—	
	財政調整交付金(国)		10,163,564,000	9,831,906,000	△ 331,658,000	96.7%	交付率の減による
	地域支援事業交付金	国	1,960,907,000	1,630,494,745	△ 330,412,255	83.2%	事業費の減による
		県	980,452,000	815,247,370	△ 165,204,630	83.2%	
		市	980,452,000	815,247,370	△ 165,204,630	83.2%	
	支払基金交付金	介護給付費交付金	58,862,345,000	59,222,592,434	360,247,434	100.6%	保険給付費の増による
		地域支援事業支援交付金	471,833,000	192,116,100	△ 279,716,900	40.7%	事業費の減による
	介護保険料(第1号保険料)	現年分	38,074,048,000	38,271,677,287	197,629,287	100.5%	
		滞納繰越分	164,810,000	240,154,213	75,344,213	145.7%	
	基金繰入金		1,747,963,000	1,918,814,082	170,851,082	109.8%	
	諸収入			81,514,234	81,514,234	—	社会保険料収入等
	歳入計		201,699,889,000	201,854,506,255	153,765,255	100.1%	

歳出歳入差引額	2,082,369
第4期介護給付費準備基金残高	214,089,497

※国、県及び支払基金の負担金等については、清算後の金額である。

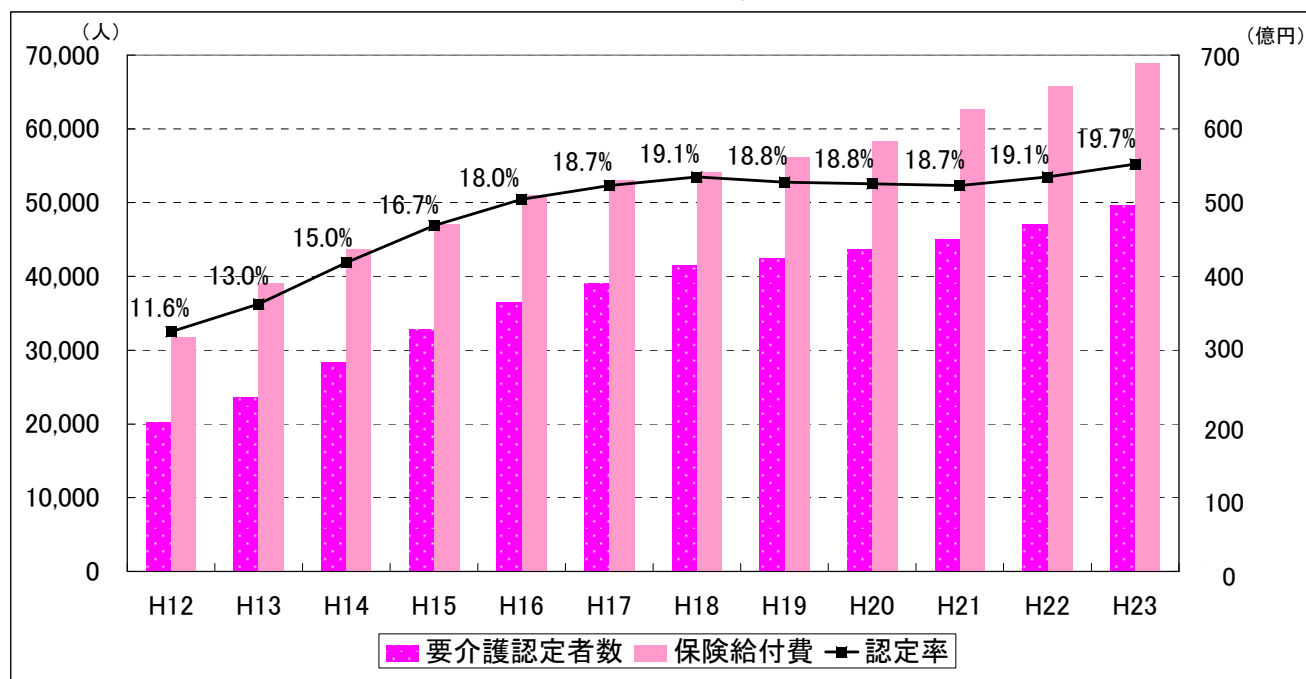
【参考】第1期～第4期計画期間中の介護保険実施状況

(単位:人, 億円)

	第1期			第2期			第3期			第4期		
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口(A)	1,306,547	1,318,222	1,332,225	1,344,640	1,355,609	1,366,546	1,381,353	1,393,028	1,403,868	1,416,061	1,427,984	1,442,673
第1号被保険者数(B)	174,421	181,769	189,334	195,964	202,447	208,974	217,458	225,421	232,610	240,799	246,319	251,485
要介護認定者数(C)	20,235	23,541	28,312	32,823	36,479	39,035	41,551	42,475	43,653	44,988	47,051	49,588
高齢化率(B/A)	13.3%	13.8%	14.2%	14.6%	14.9%	15.3%	15.7%	16.2%	16.6%	17.0%	17.2%	17.4%
認定率(C/B)	11.6%	13.0%	15.0%	16.7%	18.0%	18.7%	19.1%	18.8%	18.8%	18.7%	19.1%	19.7%
保険給付費	318.1	390.8	437.6	470.9	510.2	530.5	541.2	562.4	583.4	626.9	658.2	689.5
在宅給付費	94.7	137.5	176.1	212.5	246.5	272.2	292.0	308.2	330.4	359.9	388.1	419.6
施設給付費	221.5	249.7	257.0	254.2	259.2	246.0	221.1	224.9	221.0	229.9	231.1	229.7
その他	1.9	3.6	4.5	4.2	4.5	12.3	28.1	29.3	32.0	37.1	39.0	40.2
介護保険料基準月額	3,290 円			3,586 円			4,494 円			4,494 円		

※人口, 第1号被保険者数, 要介護認定者数は, 各年度平均値。

認定者数, 保険給付費の推移



【参考】政令市比較表

	福岡市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市
人口(住民基本台帳登録者数)	人	1,422,831	1,904,319	1,241,010	959,752	1,386,365	3,629,257	700,923	801,411	714,792
※第1号被保険者数	人	257,693	403,540	240,946	200,012	242,282	753,262	142,090	191,314	178,842
※要介護認定者数	人	51,154	78,357	37,799	29,037	40,862	125,467	20,858	34,976	28,919
※認定率	%	19.9%	19.4%	15.7%	14.5%	16.9%	16.7%	14.7%	18.3%	16.2%
介護保険料基準月額(第4期)	円／月	4,494	4,130	3,916	3,975	4,033	4,500	3,750	4,700	4,175
介護保険料基準月額(第5期)	円／月	5,362	4,656	4,880	4,887	5,014	5,000	4,950	5,950	5,000

	浜松市	名古屋市注)	京都市	大阪市	堺市	神戸市注)	岡山市	広島市	北九州市
人口(住民基本台帳登録者数)	人	791,710	2,243,491	2,535,735	838,675	1,556,186	691,955	1,162,032	972,713
※第1号被保険者数	人	184,670	482,888	602,814	194,418	360,034	154,506	240,370	249,925
※要介護認定者数	人	29,775	83,436	134,438	41,291	72,409	32,649	47,324	52,410
※認定率	%	16.1%	17.3%	22.3%	21.2%	20.1%	21.1%	19.7%	21.0%
介護保険料基準月額(第4期)	円／月	4,350	4,149	4,780	4,837	4,640	4,760	4,746	4,450
介護保険料基準月額(第5期)	円／月	5,050	5,440	5,897	5,349	5,200	5,520	5,537	5,270

注)人口(住民基本台帳登録者数)については、「住民基本台帳登録者数」と「外国人登録者数」を合算したものの。

※人口、第1号被保険者数、要介護認定者数は平成24年3月末現在。

1 15 ページ

【誤】

徘徊高齢者等 ネットワーク 事業	徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し，早期に発見・保護できるよう努める。			
	①登録制度 ②徘徊高齢者SOSネットワーク会議※ ③一時保護事業 ④GPS探索システム ※平成24年度から「徘徊高齢者等ネットワーク会議」に名称変更。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	498	602	565

【正】

徘徊高齢者等 ネットワーク 事業	徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し，早期に発見・保護できるよう努める。			
	①登録制度 ②徘徊高齢者SOSネットワーク会議※ ③一時保護事業 ④GPS探索システム ※平成22年度から「徘徊高齢者等ネットワーク会議」に名称変更。			
	年度	21	22	23
	年度末登録者数(人)	498	602	565

2 19 ページ

【誤】

4 安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で，安全・安心な生活を送り，社会活動ができるよう，それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに，「みんながやさしい，みんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」の実現に向けて，都市環境のバリアフリーを進める。

【正】

4 安全・安心な生活環境の向上

高齢者が住み慣れた家庭や地域で，安全・安心な生活を送り，社会活動ができるよう，それぞれの状況に応じた高齢者のための良質な住まいの確保を図るとともに，「みんながやさしい，みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて，都市環境のバリアフリーを進める。

【誤】

(2) 人に優しいまちづくりの推進

「ユニバーサルシティ福岡※」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めていく。

表省略

※ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のことであり、福岡市は「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサルシティ福岡」をまちの目標像として掲げ、市政のひとつの柱として推進しています。



【正】

(2) 人に優しいまちづくりの推進

「ユニバーサル都市・福岡※」の実現に向けて、都市環境のバリアフリー化に取り組み、高齢者をはじめとするすべての人に配慮したまちづくりを進めていく。

表省略

※ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のことであり、福岡市は「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」をまちの目標像として掲げ、市政のひとつの柱として推進しています。